

青森市議会要覧

令和3年度版



青森市議会事務局

目 次

市 の 概 要

I 市勢	
1 位置及び面積	1
2 人口と世帯	2
3 市制施行	2
4 職員数	2
5 友好交流都市	2
6 市の木・花・鳥・昆虫	3
7 名誉市民	4
II 市民憲章・都市宣言	6
III 財政状況	
1 令和2年度当初予算総括表	7
2 一般会計歳入	7
3 一般会計歳出（目的別）	8
4 一般会計歳出（性質別）	8
5 財政力指数	8
6 実質公債費比率	8

議 会 の 概 要

I 議会の構成	
1 議員名簿	9
2 党派・会派別一覧表	11
3 当選回数別議員数	11
4 年齢階層別議員数	11
5 会派一覧	12
II 本会議の運営	
1 定例会及び臨時会	13
2 定例会の審議順序例	15
3 一般質問	16
4 総括質疑	17
5 本会議の傍聴	18
6 本会議開催状況（定例会・臨時会別内訳）	19
7 議決結果一覧表	20
8 議決事件内容別件数の推移	21
9 議員提出議案等一覧表	22

III	委員会等の運営等	
1	常任委員会及び常任委員協議会	2 3
2	特別委員会	2 7
3	予算特別委員会	3 0
4	決算特別委員会	3 2
5	議会運営委員会	3 4
6	各派代表者会議	3 7
7	全員協議会	3 8
8	議会改革推進協議会	3 8
9	議会広報紙編集会議	3 9
10	議会広報広聴推進会議	3 9
11	議会選出各種委員等	4 2
IV	請願・陳情	
1	請願の取扱い	4 3
2	陳情の取扱い	4 3
3	請願受理状況一覧表	4 4
4	陳情受理状況一覧表	4 5
V	報酬・旅費等	
1	議員報酬	4 6
2	期末手当	4 6
3	費用弁償	4 6
4	視察旅費	4 7
5	政務活動費	4 7
6	議員派遣実績一覧表	4 7
7	視察来訪実績	4 7
8	議会関係予算	4 8
VI	議会の広報	
1	会議録	4 9
2	議会報	4 9
3	青森ケーブルテレビによる本会議生中継	5 0
4	青森市議会ホームページ	5 0
5	議会報告会	5 0
VII	議会図書室	5 1
VIII	議会事務局	
1	議会事務局機構図	5 2
2	事務分掌	5 3
IX	議事堂の概要	5 4

資 料 編

I 議長等一覧	
歴代議長	5 5
歴代副議長	5 5
監査委員（議会選出）	5 6
青森地域広域事務組合議会議長	5 7
青森地域広域消防事務組合議会議長	5 8
II 名誉議員	5 9
III 市長等一覧	
歴代市長	6 2
歴代副市長	6 2
歴代浪岡区長	6 3
IV 議会運営委員会申し合わせ事項	6 4

市 の 概 要

I	市	勢	1
II	市民憲章・都市宣言		6
III	財政状況		7

I 市勢

1 位置及び面積

青森市は、青森県のほぼ中央に位置し、824.61 km² に及ぶ広大な行政区域を有しており、北は陸奥湾に面し、東部と南部には奥羽山脈の一部をなす東岳山地から八甲田連峰に、西部は広大な津軽平野から津軽山地へと連なるなど、雄大な自然環境に恵まれています。気候は、夏が短く冬が長い冷涼型の気候に属し、特に冬は、積雪量が非常に多く、全域が国の特別豪雪地帯に指定されています。

また、青森県の交通・行政の中心都市として都心部を中心に高度な都市機能が集積し、平成 22 年 12 月の東北新幹線新青森駅の開業、平成 28 年 3 月の北海道新幹線の開業や新たな国際定期チャーター便の就航、大型クルーズ船の寄港など、交通の結節点として高い拠点機能を有しています。さらに、三内丸山遺跡や浪岡城跡などの歴史遺産、市内に点在する豊かな温泉、りんごやホタテ・カシスなどの優れた食材、そして世界に誇る「ねぶた祭」など、本市特有の魅力的な資源に恵まれたまちです。



位 置		合計面積
東経	北緯	824.61 km ²
140° 45'	40° 49'	

令和 3 年 1 月 1 日現在（資料：国土交通省）

都市計画区域等（令和 3 年 4 月 1 日）

市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域		準都市計画区域
		(青森地区)	(浪岡地区)	
50.11 km ²	187.63 km ²	237.74 km ²	77.44 km ²	0.83 km ²

(資料：都市政策課)

2 人口と世帯

区分	人口（人）			世帯数 （世帯）
	総数	男	女	
平成 27 年国勢調査 （平成 27 年 10 月 1 日現在）	287,648	133,560	154,088	118,234
住民基本台帳 （令和 3 年 4 月 1 日現在）	276,339	128,645	147,694	137,018

3 市制施行

平成 17 年 4 月 1 日 ※旧青森市と旧浪岡町の新設合併により青森市が誕生

4 職員数（令和 3 年 4 月 1 日現在）

区 分	市 長 事務部局	企 業 局	議 事 会 事務 局	教育委員会 事務 局	選挙管理委員会 事務 局
現員数(人)	1,897	251	16	265	8
監査委員 事務局	農業委員会 事務局	青森地域広域 事務組合	合 計		
8	13	422	2,880		

※教育長を含む。

○市職員 1 人当たりの市民数（令和 3 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口による） 95.95 人

5 友好交流都市

- ・北海道函館市
平成元年 3 月 13 日「青森市・函館市ツインシティ提携に関する盟約」を締結。
- ・ハンガリー・ケチケメート市
平成 6 年 8 月 4 日「教育・文化の友好交流に関する協定」を締結。
- ・大韓民国・平澤市^{ピョンテク}
平成 7 年 8 月 28 日「教育・文化等の友好交流に関する協定」を締結。
- ・中華人民共和国・大連市^{ダイレン}
平成 16 年 12 月 24 日「青森市・大連市経済文化交流委員会設置に関する協定」を締結。
- ・鹿児島県屋久島町
平成 12 年 8 月 5 日、合併前の旧浪岡町と旧上屋久町間で「友好盟約」を締結。
平成 22 年 1 月 8 日、青森市と屋久島町間で「友好盟約」を再締結。
- ・東京都中野区
平成 26 年 4 月 9 日「交流連携協定」を締結。
- ・台湾・新竹県^{シンチク}
平成 26 年 10 月 17 日「友好交流に関する協定」を締結。

6 市の木・花・鳥・昆虫（平成 17 年 4 月 27 日指定）

市の木…あおもりとどまつ



アオモリの名が木の名前として採用されているのは大変珍しく、市を象徴するのにふさわしい、四季を通じて美しい常緑樹です。

市の花…はまなすの花



多くの歌や詩に詠われるなど、花が大変美しく、可憐で匂いもよく、赤い実がさらに美しさを醸し出しています。

市の鳥…ふくろう



世界諸国で幸せを呼ぶ鳥（ラッキーバード）として親しまれていますが、浪岡地区のりんご園を中心に生息し、大切に守られている貴重な鳥です。

市の昆虫…ホタル



豊かな自然の象徴であり、昔から人々に親しまれていますが、細越地区や吉野田地区などに生息し、大切に守られている貴重な昆虫です。

（写真及び記事：青森市ホームページ）

7 名誉市民

棟方 志功（むなかた しこう）氏 1903年～1975年（昭和44年2月17日推戴）



早くから画業に研さんを重ね、わが国版画界における最高峰であるのみならず、世界のムナカタとして郷土青森の名を高めました。昭和45年、県人初の文化勲章を受章。

横山 實（よこやまみのる）氏 1903年～1974年（昭和48年7月13日推戴）



戦災で荒廃した青森市の復興に貢献し、4期16年（昭和22年～38年）にわたって市政を担当、現在の本市の基礎をつくりあげました。

石館 守三（いしだて もりぞう）氏 1901年～1996年（昭和63年5月15日推戴）



東京大学薬学部長などを歴任。強心剤「ビタカンファー注射液」や、がんの化学療法剤「ナイトロミン」を創製しました。また、ハンセン病の治療薬「プロミン」の国内初の合成にも成功し、さらに、国に「らい予防法」の廃止を呼びかける（1996年廃止）など、ハンセン病に苦しむ人々に明るい希望を与えました。

淡谷 のり（あわや のり）氏 1907年～1999年（平成10年6月22日推戴）



「ブルースの女王・淡谷のり子」として日本の歌謡史上に確固たる地位を築き、激動の昭和時代、国民に歌の感動のみならず勇気と希望を与えてくれました。昭和47年に紫綬褒章、昭和57年勲四等宝冠章を受章。

三浦 雄一郎 (みうら ゆういちろう) 氏 1932年～ (平成20年11月3日推戴)



世界七大陸最高峰のスキー滑降を完全達成し、七十歳代で二度、世界最高峰エベレスト登頂に成功するなど、冒険家・プロスキーヤーとして国内外で高く評価されています。また、クラーク記念国際高等学校の校長として、青少年の可能性を育む教育活動にも尽力しています。

平成25年5月23日には、史上最高齢80歳にして3度目のエベレスト(8,848m)登頂に成功し、日本のみならず、世界中を感動させました。

市では、この多大なる功績をたたえ、平成25年7月27日、三浦雄一郎氏に対し「青森市名誉市民特別功労賞」を贈りました。

(写真及び記事：青森市ホームページ)

Ⅱ 市民憲章・都市宣言

青森市民憲章（平成17年4月27日制定）

わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。

わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせなまちとするためこの憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし 美しいまちにしましょう
- 1 元気に働き 活気のある豊かなまちにしましょう
- 1 たがいに助け合い あたたかいまちにしましょう
- 1 笑顔でふれあい 明るく平和なまちにしましょう
- 1 楽しく学び いきがいを感じるまちにしましょう

「男女共同参画都市」青森宣言（平成8年10月22日）

私は私を大切に思うのと同じ重さで
あなたを大切に思う

性別を超え

世代を超え

時代を超え

人と協調し 人を信頼できる

誇り高い人間でありたい

すべての人の自立と平等をめざして
青森は ここに「男女共同参画都市」を宣言します

Ⅲ 財政状況

1 令和3年度当初予算総括表

(単位：千円、%)

	令和3年度		令和2年度		増減率	
	予算額	構成比	予算額	構成比		
一 一般会計	122,633,000 (120,453,200)	49.0	122,497,000 (119,943,100)	48.5	0.1 (0.4)	
特別会計	競輪事業	20,090,372	8.0	19,089,758	7.6	5.2
	国民健康保険事業	28,207,771	11.3	28,897,819	11.4	△ 2.4
	宅地造成事業	12,868	0.0	326,675	0.1	△ 96.1
	卸売市場事業	738,849	0.3	1,052,011	0.4	△ 29.8
	介護保険事業	30,809,242	12.3	30,102,165	11.9	2.3
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	67,279	0.0	71,239	0.0	△ 5.6
	後期高齢者医療	3,657,091	1.5	3,732,055	1.5	△ 2.0
	駐車場事業	243,879	0.1	292,489	0.1	△ 16.6
小計	83,827,351	33.5	83,564,211	33.1	0.3	
企業会計	病院事業	13,719,987	5.5	15,223,458	6.0	△ 9.9
	下水道事業	16,418,376	6.6	17,612,856	7.0	△ 6.8
	農業集落排水事業	585,309	0.2	654,840	0.3	△ 10.6
	水道事業	10,128,920	4.0	10,092,057	4.0	0.4
	自動車運送事業	2,901,741	1.2	3,068,269	1.2	△ 5.4
小計	43,754,333	17.5	46,651,480	18.5	△ 6.2	
計	250,214,684 (248,034,884)	100.0	252,712,691 (250,158,791)	100.0	△ 1.0 (△ 0.8)	

※ () は、公債費負担平準化のための借換分 (R3:2,179,800千円、R2:2,553,900千円) を除いた額

2 一般会計歳入

(単位：千円、%)

款	令和3年度		令和2年度		増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比	
市税	32,556,326	26.6	34,142,103	27.9	△ 4.6
地方譲与税	910,949	0.8	920,184	0.8	△ 1.0
利子割交付金	36,795	0.0	47,329	0.0	△ 22.3
配当割交付金	58,885	0.0	56,237	0.0	4.7
株式等譲渡所得割交付金	59,177	0.0	29,477	0.0	100.8
法人事業税交付金	443,451	0.4	340,836	0.3	30.1
地方消費税交付金	6,549,242	5.4	6,899,487	5.6	△ 5.1
ゴルフ場利用税交付金	19,440	0.0	16,634	0.0	16.9
環境性能割交付金	52,934	0.0	72,641	0.1	△ 27.1
国有提供施設等所在市助成交付金	3,307	0.0	3,423	0.0	△ 3.4
地方特例交付金	617,195	0.5	245,903	0.2	151.0
地方交付税	24,778,510	20.2	24,611,896	20.1	0.7
交通安全対策特別交付金	38,044	0.0	36,079	0.0	5.4
分担金及び負担金	577,966	0.5	621,905	0.5	△ 7.1
使用料及び手数料	1,709,896	1.4	1,817,761	1.5	△ 5.9
国庫支出金	27,820,007	22.7	27,068,276	22.1	2.8
県支支出金	8,976,548	7.3	8,760,769	7.2	2.5
財産収入	285,654	0.2	291,448	0.2	△ 2.0
寄附金	375,791	0.3	196,046	0.2	91.7
繰入金	2,432,837	2.0	2,895,567	2.4	△ 16.0
繰越金	1	0.0	1	0.0	0.0
諸収入	2,359,786	1.9	2,476,720	2.0	△ 4.7
市債	11,970,259 (9,790,459)	9.8 (8.1)	10,946,278 (8,392,378)	8.9 (7.0)	9.4 (16.7)
歳入合計	122,633,000 (120,453,200)	100.0	122,497,000 (119,943,100)	100.0	0.1 (0.4)

※ () は、公債費負担平準化のための借換分 (R3:2,179,800千円、R2:2,553,900千円) を除いた額

3 一般会計歳出（目的別）

（単位：千円、％）

款	令和3年度		令和2年度		増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比	
議 会 費	672,599	0.5	657,158	0.6	2.3
総 務 費	8,724,724	7.1	9,063,004	7.4	△ 3.7
民 生 費	56,259,827	45.9	55,806,193	45.6	0.8
衛 生 費	8,118,781	6.6	6,648,884	5.4	22.1
労 働 費	29,637	0.0	41,746	0.0	△ 29.0
農 林 水 産 業 費	1,562,017	1.3	1,489,287	1.2	4.9
商 工 費	2,074,870	1.7	1,994,169	1.6	4.0
土 木 費	11,962,874	9.8	14,664,455	12.0	△ 18.4
消 防 費	4,369,210	3.6	4,064,976	3.3	7.5
教 育 費	12,065,455	9.8	10,040,866	8.2	20.2
災 害 復 旧 費	1	0.0	1	0.0	0.0
公 債 費	15,931,211	13.0	17,025,606	13.9	△ 6.4
	(13,751,411)	(11.4)	(14,471,706)	(12.1)	(△ 5.0)
諸 支 出 金	761,794	0.6	900,655	0.7	△ 15.4
予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0.0
歳 出 合 計	122,633,000	100.0	122,497,000	100.0	0.1
	(120,453,200)		(119,943,100)		(0.4)

※（ ）は、公債費負担平準化のための借換分（R3:2,179,800千円、R2:2,553,900千円）を除いた額

4 一般会計歳出（性質別）

（単位：千円、％）

区分	令和3年度		令和2年度		増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比	
消 費 的 経 費	115,022,537	93.8	114,064,929	93.1	0.8
人 件 費	13,577,250	11.1	13,822,005	11.3	△ 1.8
扶 助 費	41,620,316	33.9	41,436,548	33.8	0.4
公 債 費	15,931,211	13.0	17,025,606	13.9	△ 6.4
義 務 的 経 費 計	71,128,777	58.0	72,284,159	59.0	△ 1.6
物 件 費	14,984,730	12.2	13,454,210	11.0	11.4
維 持 補 修 費	3,872,535	3.2	3,572,005	2.9	8.4
補 助 費 等	12,634,732	10.3	12,537,013	10.2	0.8
繰 出 金	11,731,487	9.6	11,691,772	9.5	0.3
積 立 金	231,408	0.2	114,946	0.1	101.3
投 資 及 び 出 資 金	0	0.0	0	0.0	-
貸 付 金	338,868	0.3	310,824	0.3	9.0
そ の 他	100,000	0.1	100,000	0.1	0.0
投 資 的 経 費	7,610,463	6.2	8,432,071	6.9	△ 9.7
普 通 建 設 事 業 費	7,610,462	6.2	8,432,070	6.9	△ 9.7
補 助 事 業 費	5,429,313	4.4	6,303,112	5.1	△ 13.9
単 独 事 業 費	2,118,027	1.7	1,941,170	1.6	9.1
国 直 轄 事 業 負 担 金	0	0.0	0	0.0	-
県 営 事 業 負 担 金	63,122	0.1	187,788	0.2	△ 66.4
災 害 復 旧 費	1	0.0	1	0.0	0.0
歳 出 合 計	122,633,000	100.0	122,497,000	100.0	0.1

5 財政力指数（令和元年度決算状況による）： 0.56

6 実質公債費比率（令和元年度決算状況による）： 15.0

議会の概要

I	議会の構成	9
II	本会議の運営	13
III	委員会等の運営等	23
IV	請願・陳情	43
V	報酬・旅費等	46
VI	議会の広報	49
VII	議会図書室	51
VIII	議会事務局	52
IX	議事堂の概要	54

I 議会の構成

1 議員名簿（令和3年5月1日現在）

議長 長谷川 章 悦 （平成30年11月26日就任）
 副議長 藤 田 誠 （平成30年11月26日就任）
 任期 平成30年11月26日～令和4年11月25日
 議員定数 条例定数35名・現員数35名

議席 番号	氏 名	住 所	電話番号	年齢	会 派 名	当選 回数
1	赤 平 勇 人	新城字平岡 160-1181	017-772-0512	30	日本共産党	1
2	奈 良 祥 孝	岡造道三丁目 4-33	017-741-6333	61	市民クラブ	8
3	橋 本 尚 美	桜川八丁目 17-44	017-741-9019	59	市民クラブ	3
4	中 田 靖 人	原別一丁目 2-38	017-736-3651	49	自由民主党	4
5	軽 米 智雅子	西大野二丁目 3-13	017-753-2121	59	公 明 党	2
6	山 崎 翔 一	中佃一丁目 8-14	017-753-2853	30	あおもり令和の会	1
7	澁 谷 洋 子	八ツ役字芦谷 319-7	017-739-7906	39	あおもり令和の会	1
8	蛭 名 和 子	駒込字桐ノ沢 3-52	017-742-2727	67	無 所 属	1
9	万 徳 なお子	幸畑一丁目 20-22	017-752-1154	57	日本共産党	1
10	山 脇 智	勝田二丁目 7-3	017-734-2330	39	無 所 属	3
11	竹 山 美 虎	桜川四丁目 16-6	017-752-1614	60	市民クラブ	3
12	秋 村 光 男	千刈一丁目 22-1	017-766-1588	73	市民クラブ	5
13	山 本 治 男	篠田二丁目 19-23	017-766-0234	64	自由民主党	3
14	中 村 節 雄	赤坂一丁目 28-24	017-742-3560	61	自由民主党	4
15	山 本 武 朝	筒井字八ツ橋 205-21	017-738-5221	62	公 明 党	3
16	中 村 美津緒	新城字山田 601-7	017-787-1162	47	あおもり令和の会	2
17	藤 田 誠	沖館一丁目 8-31	017-782-5043	67	あおもり令和の会	3
18	神 山 昌 則	後潟字大原 12	017-754-3513	73	あおもり令和の会	3
19	天 内 慎 也	浪岡大字長沼字北藤巻 36-13	0172-62-4335	47	日本共産党	3
20	村 川 みどり	浪館前田四丁目 21-3	017-781-6809	48	日本共産党	4
21	木 下 靖	桂木三丁目 15-22	017-776-2513	60	市民クラブ	5
22	工 藤 健	矢田前字本泉 23-59	017-726-5770	64	市民クラブ	3
23	小豆畑 緑	新城字山田 665-42	017-788-5813	75	自由民主党	5
24	長谷川 章 悦	浪岡大字北中野字天王 101-2	0172-62-2306	72	自由民主党	8
25	渡 部 伸 広	羽白字沢田 654-20	017-787-0439	53	公 明 党	4

議席 番号	氏 名	住 所	電話番号	年齢	会 派 名	当選 回数
26	館山善也	古川二丁目3-17	017-777-5623	53	あおり令和の会	3
27	木戸喜美男	新城字福田7-1	017-788-3426	68	あおり令和の会	3
28	藤原浩平	原別四丁目2-29	017-736-6562	74	日本共産党	8
29	丸野達夫	三内字沢部275-12	017-783-2658	55	自由民主党	5
30	奥谷進	奥内字宮田8-1	017-754-2031	86	自由民主党	8
31	花田明仁	自由ヶ丘二丁目12-16	017-741-2880	68	自由民主党	6
32	大矢保	野沢字川部24	017-739-3299	70	自由民主党	7
33	里村誠悦	幸畑一丁目8-3	017-728-3894	72	あおり令和の会	5
34	奈良岡隆	桜川二丁目4-5	017-742-0302	70	あおり令和の会	4
35	渋谷勲	八ツ役字芦谷319-7	017-739-7906	70	あおり令和の会	8

※当選回数は、旧市町議会での当選回数を含む。

2 党派・会派別一覧表（令和3年5月1日現在）

（単位：人）

党派 会派	自由 民主党	日本 共産党	公明党	立憲 民主党	無所属	合計
あおり令和の会	2			1	7	10
自由民主党	8				1	9
市民クラブ				1	5	6
日本共産党		5				5
公明党			3			3
無所属				1	1	2
合計	10	5	3	3	14	35

3 当選回数別議員数（令和3年5月1日現在）

（単位：人）

当選回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	合計
議員数	5	2	11	5	5	1	1	5	35

※当選回数は、旧市町議会での当選回数を含む。

4 年齢階層別議員数（令和3年5月1日現在）

（単位：人）

年齢階層	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	合計
議員数	4	4	6	11	9	1	35

5 会派一覧（令和3年5月1日現在）

あおもり令和の会（10人） ダイヤル 017-734-5694・017-734-5699 （内）6014・6015・6016 6024・6025・6026		市民クラブ（6人） ダイヤル 017-734-5698 （内）6013・6021・6022	
会長	渋谷 勲	代表	木下 靖
会長代行	奈良岡 隆	幹事長	工藤 健
副会長	藤田 誠		秋村 光男
幹事長	里村 誠悦		奈良 祥孝
幹事長代理	木戸 喜美男		竹山 美虎
事務局長	舘山 善也		橋本 尚美
事務局次長	中村 美津緒	日本共産党（5人） ダイヤル 017-734-5696 （内）6012・6017・6018	
幹事	神山 昌則	団長	藤原 浩平
〃	山崎 翔一	副団長	村川 みどり
〃	澁谷 洋子	幹事長	天内 慎也
自由民主党（9人） ダイヤル 017-734-5692 （内）6009・6010・6011		団員	万徳 なお子
会長	花田 明仁	〃	赤平 勇人
顧問	奥谷 進	公明党（3人） ダイヤル 017-734-5697 （内）6019・6020	
〃	大矢 保	幹事長	山本 武朝
〃	丸野 達夫	副幹事長	軽米 智雅子
〃	長谷川 章悦	顧問	渡部 伸広
会長代理	小豆畑 緑	無所属（2人） ダイヤル 017-734-5857 （内）6032	
幹事長	中田 靖人		蛭名 和子
幹事長代行	中村 節雄		ダイヤル 017-734-5731 （内）6031
事務局長	山本 治男		山脇 智

Ⅱ 本会議の運営

1 定例会及び臨時会

定例会は、年4回と定められており、開会の月は、慣例として、おおむね3月（当初予算等）、6月（補正予算等）、9月（補正予算、各会計決算等）、12月（補正予算等）としている。

会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

臨時会は、必要に応じて開かれる。

(1) 議事日程

議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその審議順序等を記載した議事日程をあらかじめ議会運営委員会に諮って決定する。

なお、議事日程は会議の当日議場に配付する。

(2) 会議時間

午前10時から午後5時までと定めている。

(3) 休 会

市の休日は休会とし、議事の都合その他必要があるときは議会の議決で休会とすることができる。

(4) 市長提出議案

市長が招集日に提出を予定している議案は、招集告示日に議会運営委員会において市当局から説明を受けた後、議員に電磁的方法により配付する。

なお、人事案については、あらかじめ各派代表者会議及び議会運営委員会に氏名、経歴等を報告し、最終日の本会議でこれを議決する。

(5) 議員提出議案

議員が議案を提出しようとするときは、その案に理由をつけ、地方自治法第112条第2項の規定によるもの（団体意思の決定である条例案等）については議員定数の12分の1以上（3人以上）の、その他のもの（機関意思の決定である決議案、意見書案）については3人以上の賛成者が連署して議長に提出しなければならない。

議員提出議案は、原則として開会日から受け付けし、翌日（市の休日に当たる場合はその翌日）の午後5時に締め切るものとする。

(6) 質問・質疑の通告及び発言

会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事の進行及び一身上の弁明等については、この限りでない。

なお、緊急質問については、あらかじめ議会運営委員会の了承を得た上で、議会

の同意を得て行う。

(7) 議場出席説明員

地方自治法第 121 条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の説明員の出席を求めている。

なお、原則として部長級以上が出席しており、毎年度始めに議会運営委員会に対し市当局から出席者及び席図について報告している。

(8) 予算及び決算に係る議案の審査方法

予算に係る審査については、各定例会において、その都度 25 人（3 月、6 月、12 月）または 20 人（9 月）の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査する。また、決算に係る審査については、20 人（9 月）の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査する。

なお、委員の人数は、原則として各会派の所属議員数の比例按分による。

2 定例会の審議順序例（参考：令和3年第1回定例会）

日 程	会議区分	会 議 内 容	備 考
第 1 日	本 会 議	◎開会 ◎会議録署名議員の指名 ◎会期の決定 ◎議案一括上程 ◎議案提案理由説明	会議録署名議員は会期を通じて2名を指名する
第 2～7 日	休 会 〔議案熟考のため〕		※第4日 請願・議員提出議案提出締切（開会日翌日午後5時）
第 8 日	本 会 議	◎一般質問	
第9～11日	休 会		
第12～15日	本 会 議	◎一般質問	※第12日 追加議案があれば上程し、総括質疑の対象とする 総括質疑通告締切（一般質問2日目正午）
第16～17日	休 会		
第 18 日	本 会 議	◎提出議案に対する総括質疑 ◎予算特別委員会設置及び委員の選任 ◎議案・請願所管委員会付託	※第3回定例会においては、決算特別委員会の設置及び委員の選任が加わる
	委 員 会	・予算特別委員会組織会 ・各常任委員会付託事件審査 総務企画常任委員会 文教経済常任委員会 都市建設常任委員会 民生環境常任委員会	※第3回定例会においては、決算特別委員会組織会が加わる
第 19 日	休 会 〔議案審査（委員会）等のため〕		
第 20 日		・予算特別委員会付託事件審査	
第 21 日			
第 22 日		・予算特別委員会付託事件審査	
第23～24日			
第 25 日		・予算特別委員会付託事件審査	※第25日 閉会日の質疑・討論通告締切（予算特別委員会最終日午後5時）
第26～31日			
第 32 日	本 会 議	◎各委員長報告に対する質疑・討論・採決 ◎閉会	

「◎」は本会議、「・」は委員会

※予算特別委員会の開催日数は、第1回定例会において3日、第2回、第3回及び第4回定例会において2日開催する。また、決算特別委員会は、第3回定例会において予算特別委員会開催前に2日開催する。（平成19年から）

3 一般質問

(1) 発言通告書の提出時期

告示日から受け付けし、開会日の2日前（市の休日は日数に算入しない）の正午を締切りとする。

(2) 通告内容の記載方法

発言通告書は、質問事項を具体的に記入する。

(3) 発言順位

議会運営委員会において、抽選により決定する。

(4) 通告内容の調整

内容が重複するもの及び是正する必要があると認められるものについては、あらかじめ議会運営委員会において調整を図る。

(5) 発言内容の制限

通告外の質問は許可しない。

(6) 質問の形態

一問一答方式または一括方式の選択制とする。

①一問一答方式（質問回数 制限なし）

- ・ 1回目の質問 … 一括質問（議員登壇）、一括答弁（理事者登壇）
- ・ 2回目以降の質問 … 一問一答（議員、理事者ともに自席）

②一括方式（質問回数 制限なし）

- ・ 1回目の質問 … 一括質問（議員登壇）、一括答弁（理事者登壇）
- ・ 2回目以降の質問 … 一括質問、一括答弁（議員、理事者ともに自席）

(7) 発言時間

発言時間は質問と理事者の答弁までを含め、1人60分以内とする。

(8) 一般質問の日数

原則として4日間とする。ただし、一般質問者数が多い場合は、5日間をもって消化する。

4 総括質疑

(1) 発言通告書の提出時期

開会日から受け付けし、一般質問2日目の正午を締切りとする。

(2) 通告内容の記載方法

項目別にできるだけ具体的に記入し、特に予算議案、決算議案にあっては款・項を明記する。

(3) 発言順位

議会運営委員会において、抽選により決定する。

(4) 通告内容の調整

内容が重複するもの及び是正する必要があると認められるものについては、あらかじめ議会運営委員会において調整を図る。

(5) 発言内容の制限

通告外の質疑は許可しない。

(6) 質疑の形態及び発言回数

議員、理事者ともに自席で行う。発言回数は、同一議員につき、同一議題について3回までとする。

(7) 発言時間

制限していない。

(8) 総括質疑の日数

1日間で実施している。

(9) 質疑の制限

所管委員会（予算及び決算特別委員会を含む）の委員は、所管に関わる議案についての総括質疑を遠慮する。

5 本会議の傍聴

(1) 傍聴券（傍聴証）の交付

一般の傍聴者に対しては、会議当日のみ傍聴できる傍聴券を先着順で交付し、住所、氏名、年齢を記入していただいている。また、報道関係者及び市職員で議長が特に必要と認めた者には、会期を通じて傍聴できる傍聴証を交付している。（基本的に市政記者に交付している。）

(2) 傍聴席

一般席と報道関係者席に分かれており、一般席 87 席、報道関係者席 14 席を設けている。

なお、最前列等の席は、高齢者や障がいのある方の優先席としている。

(3) 本会議傍聴者数

定例会 臨時会の別	会 期		本会議 (日)	傍聴者数 (人)
	(月・日)	日数		
令和 2 年 第 1 回臨時会	4. 30	1 日	1 日	0 人
令和 2 年 第 2 回定例会	6. 3～6. 26	24 日	5 日	13 人
令和 2 年 第 3 回定例会	8. 27～9. 25	30 日	8 日	74 人
令和 2 年 第 2 回臨時会	10. 9	1 日	1 日	0 人
令和 2 年 第 4 回定例会	11. 27～12. 23	27 日	9 日	60 人
令和 3 年 第 1 回臨時会	1. 22	1 日	1 日	0 人
令和 3 年 第 1 回定例会	2. 19～3. 22	32 日	8 日	43 人
合 計		116 日	33 日	190 人

6 本会議開催状況（定例会・臨時会別内訳）

定例会 臨時会の別	会 期		本会議 (日)	実質会議時間 (時間：分)	会議時間 (時間：分)
	(月・日)	日数			
令和2年 第1回臨時会	4.30	1日	1日	1：41	1：51
令和2年 第2回定例会	6. 3～6.26	24日	5日	12：39	17：20
令和2年 第3回定例会	8. 27～9.25	30日	8日	23：37	32：36
令和2年 第2回臨時会	10. 9	1日	1日	0：32	0：32
令和2年 第4回定例会	11.27～12.23	27日	9日	24：11	41：08
令和3年 第1回臨時会	1. 22	1日	1日	0：59	0：59
令和3年 第1回定例会	2.19～3.22	32日	8日	25：29	35：15
合 計		116日	33日	89：08	129：41

7 議決結果一覧表

		令和2年					令和3年		合 計		
		第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第2回 臨時会	第4回 定例会	第1回 臨時会	第1回 定例会			
市長提出議案	総 数	1	21	22	1	64	1	94	204		
	内 訳	条 例	0	11	0	0	5	0	14	30	
		予 算	1	7	13	1	14	1	67	104	
		決 算	0	0	4	0	0	0	0	4	
		専決処 分	条 例	0	0	0	0	0	0	0	0
			予 算	0	0	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	人 事	0	1	2	0	4	0	7	14
	その他		0	2	3	0	41	0	6	52	
	議決結果	原案可決	1	20	16	1	60	1	87	186	
		修正可決	0	0	0	0	0	0	0	0	
		否 決	0	0	0	0	0	0	0	0	
		認 定	0	0	3	0	0	0	0	3	
		原案可決及び認定	0	0	1	0	0	0	0	1	
		承 認	0	0	0	0	0	0	0	0	
		同 意	0	1	2	0	4	0	7	14	
		撤 回	0	0	0	0	0	0	0	0	
		継続審査	0	0	0	0	0	0	0	0	
	審議未了	0	0	0	0	0	0	0	0		
諮 問 (答申) 議決結果	総 数	0	0	0	0	0	0	0	0		
	認 容	0	0	0	0	0	0	0	0		
	棄 却	0	0	0	0	0	0	0	0		
	却 下	0	0	0	0	0	0	0	0		
議員提出議案	総 数	0	3	6	0	8	0	8	25		
	内 訳	意 見 書	0	3	6	0	5	0	6	20	
		決 議	0	0	0	0	0	0	0	0	
		条 例	0	0	0	0	2	0	1	3	
	議決結果	その他	0	0	0	0	1	0	1	2	
		原案可決	0	1	4	0	5	0	5	15	
否 決	0	2	2	0	3	0	3	10			

※ 市長提出議案中の「その他」には地方自治法第96条第1項第4号から第15号までに定める事項を、議員提出議案中の「その他」には意見書、決議及び条例に含まれない事件（会議規則等）をまとめている。

8 議決事件内容別件数の推移

		令和2年					令和3年		合 計
		第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第2回 臨時会	第4回 定例会	第1回 臨時会	第1回 定例会	
市長提出議案	条例の新規制定	0	0	0	0	0	0	2	2
	条例の改正	0	11	0	0	5	0	10	26
	条例の廃止	0	0	0	0	0	0	2	2
	予算・決算	1	7	17	1	14	1	67	108
	人 事	0	1	2	0	4	0	7	14
	工事請負契約の結 締	0	2	0	0	0	0	2	4
	包括外部監査結 契約の締	0	0	0	0	0	0	1	1
	市道路線認 の定	0	0	0	0	2	0	0	2
	指定管理者の 指 定	0	0	0	0	35	0	0	35
	そ の 他	0	0	3	0	4	0	3	10
	合 計	1	21	22	1	64	1	94	204
(うち専決処分)	0	0	0	0	0	0	0	0	
議員提出議案	意 見 書	0	3	6	0	5	0	6	20
	決 議 議	0	0	0	0	0	0	0	0
	条 例	0	0	0	0	2	0	1	3
	そ の 他	0	0	0	0	1	0	1	2
	合 計	0	3	6	0	8	0	8	25

9 議員提出議案等一覧表

提出時期	議案番号	件名	議決年月日	結果	意見書等提出先
令和2年第2回定例会	12	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書	R2.6.26	否決	内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣
令和2年第2回定例会	13	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書	R2.6.26	否決	内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣
令和2年第2回定例会	14	新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書	R2.6.26	原案可決	内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣
令和2年第3回定例会	16	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	R2.9.25	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、衆議院議長、参議院議長
令和2年第3回定例会	17	PCR検査等の拡充を求める意見書	R2.9.25	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、衆議院議長、参議院議長
令和2年第3回定例会	18	消費税率を5%に引き下げをを求める意見書	R2.9.25	否決	内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長
令和2年第3回定例会	19	新型コロナウイルス感染拡大防止及び児童・生徒の成長・学習環境の充実のための少人数学級の実施を求める意見書	R2.9.25	否決	内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長
令和2年第3回定例会	20	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書	R2.9.25	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度担当）、経済産業大臣、内閣官房長官、行政改革担当大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣、衆議院議長、参議院議長
令和2年第3回定例会	21	防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書	R2.9.25	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災、海洋政策）、衆議院議長、参議院議長
令和2年第4回定例会	22	青森市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	R2.11.27	原案可決	*****
令和2年第4回定例会	23	青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について	R2.12.23	否決	*****
令和2年第4回定例会	24	青森市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	R2.12.23	原案可決	*****
令和2年第4回定例会	25	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書	R2.12.23	否決	内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長
令和2年第4回定例会	26	日本学術会議会員の任命拒否の撤回を求める意見書	R2.12.23	否決	内閣総理大臣
令和2年第4回定例会	27	住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書	R2.12.23	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長
令和2年第4回定例会	28	犯罪被害者支援の充実を求める意見書	R2.12.23	原案可決	総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官
令和2年第4回定例会	29	不妊治療の保険適用の拡大を求める意見書	R2.12.23	原案可決	内閣総理大臣、厚生労働大臣
令和3年第1回定例会	1	青森市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	R3.3.22	原案可決	*****
令和3年第1回定例会	2	青森市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	R3.3.22	原案可決	*****
令和3年第1回定例会	3	学校給食費の無償化を国に求める意見書	R3.3.22	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長
令和3年第1回定例会	4	国立病院の機能強化を求める意見書	R3.3.22	否決	内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣
令和3年第1回定例会	5	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書	R3.3.22	否決	内閣総理大臣、厚生労働大臣
令和3年第1回定例会	6	持続化給付金及び家賃支援給付金の再支給を求める意見書	R3.3.22	否決	内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣
令和3年第1回定例会	7	一括交付金制度の復活と拡充を求める意見書	R3.3.22	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策、地方創生）、衆議院議長、参議院議長
令和3年第1回定例会	8	地方財政の充実・強化を求める意見書	R3.3.22	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策、地方創生）、衆議院議長、参議院議長

Ⅲ 委員会等の運営等

議会には、委員会条例の規定による委員会及び会議規則の規定による議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場が設置されている。

委員会は、常時設置される常任委員会、必要に応じて設置される特別委員会及び議会の運営等について協議する議会運営委員会があり、議案（人事案及び議員提出議案を除く）、請願等については所管の委員会に付託される。また、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場として、各派代表者会議、全員協議会、常任委員協議会、議会改革推進協議会、議会広報紙編集会議及び議会広報広聴推進会議が常時設置されている。

この他、法令等の定めや関係機関等からの依頼により、監査委員、一部事務組合議員、附属機関の委員等を議会内から選出している。

1 常任委員会及び常任委員協議会

(1) 定数及び任期

4つの常任委員会が設置されており、各常任委員会の定数は、総務企画常任委員会、文教経済常任委員会及び民生環境常任委員会が9名、都市建設常任委員会が8名で、任期は2年としている。

なお、常任委員協議会もこれに準ずる。

(2) 委員会の開催

議会の会期中に議案等の審査がある場合、また、閉会中の継続審査案件がある場合は、常任委員会として開催している。

なお、報告事項や協議事項のみの場合は、常任委員協議会として開催しており、議会運営委員会申し合わせにより、閉会中は原則として毎月21日に開催している。

(3) 所管事項及び名簿（令和3年5月1日現在）

委員会名	所管事項	委員
総務企画常任委員会 (定数9名)	総務部、企画部、税務部、浪岡振興部（他の常任委員会の所管に属することを除く。）、消防、選挙管理委員会、監査委員及び出納に関すること並びに他の常任委員会の所管に属しないこと。	委員長 大 矢 保 副委員長 山 崎 翔 一 委員 軽 米 智 雅 子 // 万 徳 なお 子 // 秋 村 光 男 // 藤 田 誠 靖 // 木 下 靖 夫 // 丸 野 達 夫 // 洪 谷 勲

委員 会 名	所 管 事 項	委 員
文教経済常任委員会 (定数 9 名)	市民部、経済部、農林水産部、教育委員会及び農業委員会に関すること。	委員 長 中 村 美津雄 副委員 長 橋 本 尚 美子 委 員 蛭 名 和 子 // 山 脇 智 男 // 山 本 治 慎 也 // 天 内 慎 章 悦 也 // 長谷川 章 善 隆 // 舘 山 // 奈良岡
都市建設常任委員会 (定数 8 名)	都市整備部、水道部、企業局水道部及び企業局交通部に関すること。	委員 長 神 山 昌 則 副委員 長 山 本 武 朝 委 員 中 田 靖 人 // 竹 山 美 虎 // 工 藤 浩 健 // 藤 原 浩 平 // 奥 谷 進 // 里 村 誠 悦
民生環境常任委員会 (定数 9 名)	環境部、福祉部、保健部及び病院に関すること。	委員 長 村 川 みどり 副委員 長 澁 谷 洋 子 委 員 赤 平 勇 人 // 奈 良 祥 孝 // 中 村 節 雄 // 小豆畑 緑 // 渡 部 伸 広 // 木 戸 喜 美 雄 // 花 田 明 仁

(4) 開催概要

開催内容		委員会名				備 考
		総務企画常任委員会	文教経済常任委員会	都市建設常任委員会	民生環境常任委員会	
令和2年 4月	開 催 月 日					新型コロナウイルス感染症対策のため会議を開催せず委員への資料配付とした
	会 議 時 間 (分)					
	(休憩時間/実会議時間)					
	会 議 種 別					
	出席委員/()内は傍聴者数					
5月	開 催 月 日	5月26日	5月26日	5月26日	5月26日	新型コロナウイルス感染症対策のため会議では第2回定例会提出予定案件のみの協議とし、その他の報告事項については委員への資料配付とした
	会 議 時 間 (分)	9:59 ~ 10:38 0:39	10:59 ~ 11:13 0:14	13:00 ~ 13:05 0:05	13:59 ~ 14:18 0:19	
	(休憩時間/実会議時間)					
	会 議 種 別	協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数	9人中8人 (0人)	9人中9人 (0人)	8人中8人 (0人)	9人中8人 (0人)	
6月	開 催 月 日	6月15日	6月15日		6月16日	都市建設常任委員会については、付託案件がなかったため開催せず、その他の報告事項については委員への資料配付とした
	会 議 時 間 (分)	10:14 ~ 10:54 0:40	11:13 ~ 11:44 0:31		12:57 ~ 13:20 0:23	
	(休憩時間/実会議時間)					
	会 議 種 別	委員会	委員会		委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数	9人中9人 (0人)	9人中9人 (0人)		8人中8人 (0人)	
7月	開 催 月 日	7月21日	7月21日	7月21日	7月21日	
	会 議 時 間 (分)	9:59 ~ 10:11 0:12	10:59 ~ 11:29 0:30	13:00 ~ 13:11 0:11	13:58 ~ 14:26 0:28	
	(休憩時間/実会議時間)					
	会 議 種 別	協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数	9人中9人 (0人)	9人中8人 (0人)	8人中7人 (0人)	8人中8人 (0人)	
8月	開 催 月 日	8月19日	8月19日	8月19日	8月19日	
	会 議 時 間 (分)	13:59 ~ 14:26 0:27	9:59 ~ 10:11 0:12	10:59 ~ 11:26 0:27	12:58 ~ 13:31 0:33	
	(休憩時間/実会議時間)					
	会 議 種 別	協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数	9人中9人 (0人)	9人中7人 (0人)	8人中7人 (0人)	8人中7人 (0人)	
9月	開 催 月 日	9月9日	9月9日	9月9日	9月9日	
	会 議 時 間 (分)	12:58 ~ 13:26 0:28	13:40 ~ 14:12 0:32	11:00 ~ 11:28 0:28	11:38 ~ 12:14 0:36	
	(休憩時間/実会議時間)					
	会 議 種 別	委員会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数	9人中9人 (0人)	9人中9人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	
10月	開 催 月 日	10月21日	10月21日	10月21日	10月21日	
	会 議 時 間 (分)	11:00 ~ 11:06 0:06	12:59 ~ 13:03 0:04	13:58 ~ 14:14 0:16	9:57 ~ 10:17 0:20	
	(休憩時間/実会議時間)					
	会 議 種 別	協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数	9人中9人 (0人)	9人中9人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	
11月	開 催 月 日	11月19日	11月19日	11月19日	11月19日	
	会 議 時 間 (分)	10:00 ~ 10:20 0:20	10:59 ~ 11:12 0:13	12:58 ~ 13:34 0:36	13:58 ~ 14:40 0:42	
	(休憩時間/実会議時間)					
	会 議 種 別	協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数	9人中9人 (0人)	9人中9人 (0人)	8人中8人 (0人)	9人中9人 (0人)	
12月	開 催 月 日	12月3日	12月3日	12月3日	12月3日	
	会 議 時 間 (分)	10:30 ~ 10:34 0:04	10:30 ~ 10:34 0:04	10:40 ~ 10:45 0:05	10:40 ~ 10:43 0:03	
	(休憩時間/実会議時間)					
	会 議 種 別	委員会(組織会)	委員会(組織会)	委員会(組織会)	委員会(組織会)	
	出席委員/()内は傍聴者数	9人中9人 (0人)	9人中9人 (0人)	8人中8人 (0人)	9人中9人 (0人)	
	開 催 月 日	12月11日	12月11日	12月11日	12月11日	
	会 議 時 間 (分)	10:34 ~ 11:50 1:16	12:05 ~ 14:09 2:04	14:18 ~ 14:40 0:22	15:18 ~ 15:55 0:37	
	(休憩時間/実会議時間)					
	会 議 種 別	委員会	委員会	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数	9人中9人 (0人)	9人中9人 (5人)	8人中7人 (0人)	9人中9人 (0人)	
開 催 月 日		12月23日				
会 議 時 間 (分)		13:30 ~ 15:09 1:39				
(休憩時間/実会議時間)						
会 議 種 別		委員会				
出席委員/()内は傍聴者数		9人中9人 (1人)				

開催内容		委員会名				備 考
		総務企画常任委員会	文教経済常任委員会	都市建設常任委員会	民生環境常任委員会	
令和3年 1月	開 催 月 日	1月21日	1月21日	1月21日	1月21日	
	会 議 時 間 (分)	13:59 ~ 14:18 0:19	9:58 ~ 10:38 0:40	11:00 ~ 11:55 0:55	13:00 ~ 13:27 0:27	
	(休憩時間/実会議時間)					
	会 議 種 別	協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数	9人中9人 (0人)	9人中9人 (0人)	8人中8人 (0人)	9人中9人 (0人)	
2月	開 催 月 日	2月10日	2月13日	2月10日	2月10日	
	会 議 時 間 (分)	13:00 ~ 13:43 0:43	10:00 ~ 10:37 0:37	9:59 ~ 10:38 0:39	10:58 ~ 12:03 1:05	
	(休憩時間/実会議時間)					
	会 議 種 別	協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数	9人中9人 (0人)	9人中8人 (0人)	8人中7人 (0人)	9人中9人 (0人)	
3月	開 催 月 日	3月8日	3月6日	3月8日	3月8日	
	会 議 時 間 (分)	12:58 ~ 13:27 0:29	10:35 ~ 11:39 1:04	14:44 ~ 15:25 0:41	10:33 ~ 12:08 1:35	
	(休憩時間/実会議時間)					
	会 議 種 別	委員会	委員会	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数	9人中9人 (0人)	9人中9人 (0人)	8人中8人 (0人)	9人中9人 (0人)	
視 察		新型コロナウイルス感染症を考慮し、中止。				

2 特別委員会

(1) 定数

議決により設置される特別委員会のうち、予算特別委員会及び決算特別委員会を除く特別委員会については、現在、2つの特別委員会が設置されており、当該2特別委員会の定数は、雪対策特別委員会が8名、危機管理対策特別委員会が7名としている。

(2) 委員会の開催

これらの特別委員会は、閉会中も委員会活動ができるよう、毎会期閉会日に閉会中の継続審査に付する旨の議決を行い、閉会中に必要に応じて開催している。

(3) 所管事項及び名簿（令和3年5月1日現在）

委員会名	所管事項	委員
雪対策特別委員会 (定数8名)	雪対策に関すること。	委員長 天内 慎也 副委員長 奈良岡 隆 委員 橋本 尚美 〃 小豆畑 緑 〃 長谷川 章悦 〃 藤原 浩平 〃 大矢 保 〃 渋谷 勲
危機管理対策 特別委員会 (定数7名)	防災に関すること（雪害を除いた自然災害に限る。）。 感染症対策に関すること。	委員長 里村 誠悦 副委員長 中田 靖人 委員 山崎 翔一 〃 竹山 美虎 〃 村川 みどり 〃 工藤 健 〃 奥谷 進

※令和2年11月27日をもって審査を終了した特別委員会

委 員 会 名	所 管 事 項
都市整備促進対策 特別委員会 (定数8名)	青森市立地適正化計画における地区拠点区域に関する こと。
観光・交流対策 特別委員会 (定数8名)	インバウンド推進・海外観光誘客に関する こと。 文化観光に関する こと。 国際及び地域間の交流に関する こと。 スポーツ環境に関する こと。 交通政策に関する こと。
議会広報広聴 特別委員会 (定数11名)	議会だよりに関する こと。 議会放映及びホームページに関する こと。 議会図書室の管理運営に関する こと。 議会報告会に関する こと。

(4) 開催概要

開催内容		委員会名	雪対策特別委員会	議会広報広聴特別委員会	都市整備促進対策特別委員会	観光・交流対策特別委員会	危機管理対策特別委員会	備考
令和2年 4月	開催月日			4月14日				
	会議時間(分)			10:00 ~ 11:00				
	(休憩時間/実会議時間)			1:00				
	会議種別			委員会				
	出席委員/()内は傍聴者数			11人中11人 (0人)				
5月	開催月日		5月22日		5月22日	5月22日		
	会議時間(分)		13:29 ~ 13:46		13:58 ~ 14:04	12:59 ~ 13:02		
	(休憩時間/実会議時間)		0:17		0:06	0:03		
	会議種別		委員会		委員会	委員会		
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)		8人中6人 (0人)	8人中8人 (0人)		
6月	開催月日							
	会議時間(分)							
	(休憩時間/実会議時間)							
	会議種別							
	出席委員/()内は傍聴者数							
7月	開催月日			7月13日				
	会議時間(分)			10:00 ~ 12:10				
	(休憩時間/実会議時間)			2:10				
	会議種別			委員会				
	出席委員/()内は傍聴者数			11人中10人 (0人)				
8月	開催月日			7月29日				
	会議時間(分)			9:59 ~ 11:35				
	(休憩時間/実会議時間)			1:36				
	会議種別			委員会				
	出席委員/()内は傍聴者数			11人中11人 (0人)				
9月	開催月日		8月18日		8月18日	8月18日		
	会議時間(分)		13:29 ~ 13:40		14:02 ~ 14:16	12:58 ~ 13:02		
	(休憩時間/実会議時間)		0:11		0:14	0:04		
	会議種別		委員会		委員会	委員会		
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)		8人中7人 (0人)	8人中8人 (0人)		
10月	開催月日			10月14日				
	会議時間(分)			9:59 ~ 11:29				
	(休憩時間/実会議時間)			1:30				
	会議種別			委員会				
	出席委員/()内は傍聴者数			11人中9人 (0人)				
11月	開催月日		11月18日		11月18日	11月18日		
	会議時間(分)		13:26 ~ 13:38		13:58 ~ 14:17	12:59 ~ 13:06		
	(休憩時間/実会議時間)		0:12		0:19	0:07		
	会議種別		委員会		委員会	委員会		
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)		8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)		
12月	開催月日		12月3日			12月3日		
	会議時間(分)		10:54 ~ 10:57			10:52 ~ 10:56		
	(休憩時間/実会議時間)		0:03			0:04		
	会議種別		委員会(組織会)			委員会(組織会)		
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)			7人中7人 (0人)		
令和3年 1月	開催月日							
	会議時間(分)							
	(休憩時間/実会議時間)							
	会議種別							
	出席委員/()内は傍聴者数							
2月	開催月日		2月1日			2月9日		
	会議時間(分)		13:01 ~ 14:04			12:58 ~ 13:34		
	(休憩時間/実会議時間)		1:03			0:36		
	会議種別		委員会			委員会		
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)			7人中7人 (0人)		
3月	開催月日					3月25日		
	会議時間(分)					12:58 ~ 13:47		
	(休憩時間/実会議時間)					0:49		
	会議種別					委員会		
	出席委員/()内は傍聴者数					7人中7人 (0人)		
視察			新型コロナウイルス感染症を考慮し、中止。					

3 予算特別委員会

予算案は全て、第1回、第2回及び第4回定例会においては25人、第3回定例会においては20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査する。

なお、委員の人数は、各会派の所属議員数に応じ按分するものとし、無所属議員の取扱いについては、議会運営委員会でその都度協議する。

(1) 開催日数

- ① 第1回定例会においては、3日間開催する。
- ② 第2回、第3回及び第4回定例会においては、2日間開催する。

(2) 会議時間について

午前10時から午後5時までとする。

(3) 発言時間

会派持ち時間制(小数点以下は切り捨て)とし、質疑者の発言時間(答弁を含む)は、会派の持ち時間内で融通できるものとする。

$$\text{会派持ち時間} = \text{実質会議時間} \div \text{全議員数} \times \text{会派所属議員数}$$

※ 3日間開催の場合

$$\begin{array}{rcll} \text{実質会議時間} & \text{会議時間} & \text{休憩時間} & \text{採決に要する時間} \\ 930 \text{分} & = 420 \text{分} \times 3 \text{日} & - 90 \text{分} \times 3 \text{日} & - 60 \text{分} \end{array}$$

[会派所属議員数と会派持ち時間の関係]

会派所属議員数(人)	11	10	9	8	7	6	5	4	3
会派持ち時間(分)	286	260	234	208	182	156	130	104	78

※ 2日間開催の場合

$$\begin{array}{rcll} \text{実質会議時間} & \text{会議時間} & \text{休憩時間} & \text{採決に要する時間} \\ 600 \text{分} & = 420 \text{分} \times 2 \text{日} & - 90 \text{分} \times 2 \text{日} & - 60 \text{分} \end{array}$$

[会派所属議員数と会派持ち時間の関係]

会派所属議員数(人)	11	10	9	8	7	6	5	4	3
会派持ち時間(分)	187	170	153	136	119	102	85	68	51

(4) 質疑者数

会派に委ねるものとする。

(5) 審査の方法

付託された議案は、一括議題として審査することが通例となっている。

(6) 理事会

予算特別委員会内の事実上の協議機関として、正副委員長のほか各会派から理事を1名選出し、理事会を設ける。

なお、無所属議員が委員となった場合は、オブザーバーとして理事会への出席を求める。

(7) 開催概要

開催内容		委員会名			予 算 特 別 委 員 会			備 考
令和2年 6月	開 催 月 日							付託案件 なしのため開催 せず
	会 議 時 間 (分)							
	(休 憩 時 間)							
	(実 会 議 時 間)							
	会 議 種 別							
	出席委員/()内は傍聴者数							
9月	開 催 月 日	9月9日	9月15日	9月16日				
	会 議 時 間 (分)	10:15 ~ 10:19	10:00 ~ 16:52	10:00 ~ 14:59				
		0:04	6:52	4:59				
	(休 憩 時 間)		1:52	1:30				
	(実 会 議 時 間)	0:04	5:00	3:29				
	会 議 種 別	組織会	委員会	委員会				
出席委員/()内は傍聴者数	20人中20人 (0人)	20人中20人 (3人)	20人中20人 (0人)					
12月	開 催 月 日	12月11日	12月15日	12月16日				
	会 議 時 間 (分)	10:09 ~ 10:13	10:00 ~ 16:44	10:00 ~ 15:03				
		0:04	6:44	5:03				
	(休 憩 時 間)		1:57	1:28				
	(実 会 議 時 間)	0:04	4:47	3:35				
	会 議 種 別	組織会	委員会	委員会				
出席委員/()内は傍聴者数	24人中23人 (0人)	24人中24人 (0人)	24人中24人 (0人)					
令和3年 3月	開 催 月 日	3月8日	3月10日	3月12日				
	会 議 時 間 (分)	10:15 ~ 10:21	10:00 ~ 16:16	10:00 ~ 16:46				
		0:06	6:16	6:46				
	(休 憩 時 間)		1:45	2:07				
	(実 会 議 時 間)	0:06	4:31	4:39				
	会 議 種 別	組織会	委員会	委員会				
	出席委員/()内は傍聴者数	24人中24人 (0人)	24人中24人 (0人)	24人中24人 (1人)				
	開 催 月 日	3月15日						
	会 議 時 間 (分)	10:00 ~ 16:46						
		6:46						
	(休 憩 時 間)	2:03						
	(実 会 議 時 間)	4:43						
会 議 種 別	委員会							
出席委員/()内は傍聴者数	24人中23人 (2人)							

4 決算特別委員会

決算案は全て、第3回定例会において20人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査する。

なお、委員の人数は、各会派の所属議員数に応じ按分するものとし、無所属議員の取扱いについては、議会運営委員会でその都度協議する。

(1) 開催日数

2日間とする。

(2) 会議時間

午前10時から午後5時までとする。

(3) 発言時間

会派持ち時間制(小数点以下は切り捨て)とし、質疑者の発言時間(答弁を含む)は、会派の持ち時間内で融通できるものとする。

$$\text{会派持ち時間} = \text{実質会議時間} \div \text{議員人数} \times \text{会派の所属議員数}$$

※ 実質会議時間

$$\begin{array}{rcll} \text{実質会議時間} & \text{会議時間} & \text{休憩時間} & \text{採決に要する時間} \\ 600 \text{分} & = 420 \text{分} \times 2 \text{日} & - 90 \text{分} \times 2 \text{日} & - 60 \text{分} \end{array}$$

[会派所属議員数と会派持ち時間の関係]

会派所属議員数(人)	11	10	9	8	7	6	5	4	3
会派持ち時間(分)	187	170	153	136	119	102	85	68	51

(4) 質疑者数

会派に委ねるものとする。

(5) 審査の方法

付託された議案は、一括議題として審査することが通例となっている。

(6) 理事会

決算特別委員会内の事実上の協議機関として、正副委員長のほか各会派から理事を1名選出し、理事会を設ける。

なお、無所属議員が委員となった場合は、オブザーバーとして理事会への出席を求める。

(7) 開催概要

開催内容		委員会名			備考
		決算特別委員会			
令和2年 9月	開催月日	9月9日	9月11日	9月14日	
	会議時間(分)	10:35 ~ 10:42 0:07	10:00 ~ 16:32 6:32	10:00 ~ 14:58 4:58	
	(休憩時間)		1:58	1:29	
	(実会議時間)	0:07	4:34	3:29	
	会議種別	組織会	委員会	委員会	
	出席委員(人)	20人中20人 (0人)	20人中20人 (0人)	20人中20人 (0人)	

5 議会運営委員会

(1) 定数及び任期

委員の定数は11名で、会派（所属議員3名以上）から所属議員3名につき1名の委員を選出しており、任期は2年としている。

(2) 協議事項

① 議会の運営に関する事項

- ア 会期及び日程に関する事項
- イ 議案、請願、陳情等の取扱いに関する事項
- ウ 発言（質問、質疑及び討論等）の取扱いに関する事項
- エ 委員会付託に関する事項
- オ 議会において行う選挙、選任及び推薦に関する事項
- カ 特別委員会の設置等に関する事項
- キ 議場の秩序維持に関する事項
- ク 懲罰事犯の取扱いに関する事項
- ケ その他議会の運営に関する事項

② 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

③ 議長の諮問に関する事項

- ア 議員派遣に関する事項
- イ その他議長が必要があると認めた事項

(3) 委員外議員の取扱い

委員を選出できない無所属の場合、一議員に対し委員外議員として出席の要請をしている。

また、委員1名を選出している会派の当該委員が出席できないときは、その会派の代理者に対し委員外議員として出席を要請している。

(4) 名簿（令和3年5月1日現在）

議会運営委員会									
委員	長	丸	野	達	夫	委員	工	藤	健
副委員	長	神	山	昌	則	委員	竹	山	美
委員		渋谷			勲	委員	天	内	慎
委員		館	山	善	也	委員	渡	部	伸
委員		大	矢		保	委員外議員	蛭	名	和
委員		中	村	節	雄	委員外議員	山	脇	智

(5) 開催概要

開催内容	委員会名	議会運営委員会					備考
	開催月日	4月21日	4月23日	4月24日	4月27日		
令和2年 4月	開催月日	4月21日	4月23日	4月24日	4月27日		
	会議時間(分)	10:00 ~ 10:47 0:47	13:30 ~ 13:36 0:06	9:59 ~ 10:32 0:33	13:28 ~ 13:51 0:23		
	(休憩時間/実会議時間)						
	出席委員/()内は傍聴者数	9人中9人(0人)	9人中8人(0人)	9人中8人(0人)	9人中9人(0人)		
5月	開催月日	5月8日	5月13日	5月27日			
	会議時間(分)	9:59 ~ 10:15 0:16	9:58 ~ 10:09 0:11	9:58 ~ 10:53 0:55			
	(休憩時間/実会議時間)						
	出席委員/()内は傍聴者数	9人中9人(0人)	9人中9人(0人)	9人中9人(0人)			
6月	開催月日	6月1日	6月5日	6月10日	6月11日	6月15日	
	会議時間(分)	13:29 ~ 13:54 0:25	12:58 ~ 13:11 0:13	15:43 ~ 15:47 0:04	12:29 ~ 12:36 0:07	9:20 ~ 9:25 0:05	
	(休憩時間/実会議時間)						
	出席委員/()内は傍聴者数	9人中9人(0人)	9人中9人(0人)	9人中9人(0人)	9人中9人(0人)	9人中9人(0人)	
	開催月日	6月23日	6月25日				
	会議時間(分)	10:58 ~ 11:33 0:35	9:58 ~ 10:33 0:35				
	(休憩時間/実会議時間)						
	出席委員/()内は傍聴者数	9人中9人(0人)	9人中9人(0人)				
7月	開催月日	7月14日	7月22日	7月30日			
	会議時間(分)	9:59 ~ 10:22 0:23	9:59 ~ 10:56 0:57	12:58 ~ 13:38 0:40			
	(休憩時間/実会議時間)						
	出席委員/()内は傍聴者数	9人中8人(0人)	9人中8人(0人)	9人中9人(0人)			
8月	開催月日	8月11日	8月20日	8月25日	8月31日		
	会議時間(分)	9:57 ~ 10:22 0:25	9:57 ~ 10:49 0:52	13:28 ~ 13:55 0:27	12:58 ~ 13:07 0:09		
	(休憩時間/実会議時間)						
	出席委員/()内は傍聴者数	10人中10人(0人)	10人中9人(0人)	10人中10人(0人)	10人中10人(0人)		
9月	開催月日	9月2日	9月3日	9月24日			
	会議時間(分)	15:12 ~ 15:20 0:08	12:38 ~ 12:48 0:10	9:58 ~ 10:21 0:23			
	(休憩時間/実会議時間)						
	出席委員/()内は傍聴者数	10人中10人(0人)	10人中10人(0人)	10人中10人(0人)			
10月	開催月日	10月5日	10月6日	10月7日	10月23日		
	会議時間(分)	13:28 ~ 13:31 0:03	9:56 ~ 10:06 0:10	13:28 ~ 13:33 0:05	9:58 ~ 10:22 0:24		
	(休憩時間/実会議時間)						
	出席委員/()内は傍聴者数	10人中9人(0人)	10人中9人(0人)	10人中9人(0人)	10人中9人(0人)		
11月	開催月日	11月20日	11月25日	11月26日	11月27日	11月27日	
	会議時間(分)	9:58 ~ 10:59 1:01	13:28 ~ 14:07 0:39	13:28 ~ 13:35 0:07	10:07 ~ 10:11 0:04	12:59 ~ 13:03 0:04	
	(休憩時間/実会議時間)						
	出席委員/()内は傍聴者数	10人中10人(0人)	11人中11人(0人)	11人中9人(0人)	11人中11人(0人)	11人中11人(0人)	
	開催月日	11月27日					
	会議時間(分)	13:20 ~ 13:23 0:03					
	(休憩時間/実会議時間)						
	出席委員/()内は傍聴者数	11人中10人(0人)					
12月	開催月日	12月1日	12月3日	12月4日	12月7日	12月7日	
	会議時間(分)	12:58 ~ 13:19 0:21	10:13 ~ 10:19 0:06	15:45 ~ 16:13 0:28	12:58 ~ 13:20 0:22	13:49 ~ 13:52 0:03	
	(休憩時間/実会議時間)						
	出席委員/()内は傍聴者数	11人中9人(0人)	11人中10人(0人)	11人中11人(0人)	11人中11人(0人)	11人中11人(0人)	
	開催月日	12月10日	12月18日	12月22日	12月23日	12月23日	
	会議時間(分)	15:25 ~ 15:30 0:05	12:59 ~ 13:09 0:10	9:59 ~ 10:29 0:30	10:43 ~ 10:58 0:15	16:00 ~ 16:07 0:07	
	(休憩時間/実会議時間)						
	出席委員/()内は傍聴者数	11人中11人(0人)	11人中11人(0人)	11人中10人(0人)	11人中11人(0人)	11人中11人(0人)	

開催内容		委員会名					議会運営委員会					備考
令和3年 1月	開催月日	1月20日		1月21日								
	会議時間(分)	9:59 ~ 10:24		14:28 ~ 14:36								
	(休憩時間/実会議時間)	0:25		0:08								
	出席委員/()内は傍聴者数	11人中10人		11人中9人								
2月	開催月日	2月12日		2月17日		2月24日		2月26日				
	会議時間(分)	9:58 ~ 10:49		13:28 ~ 13:52		12:59 ~ 13:14		15:49 ~ 15:57				
	(休憩時間/実会議時間)	0:51		0:24		0:15		0:08				
	出席委員/()内は傍聴者数	11人中11人		11人中10人		11人中10人		11人中11人				
3月	開催月日	3月2日		3月17日		3月22日						
	会議時間(分)	12:28 ~ 12:36		13:00 ~ 13:15		13:30 ~ 14:03						
	(休憩時間/実会議時間)	0:08		0:15		0:33						
	出席委員/()内は傍聴者数	11人中11人		11人中10人		11人中11人						
視察		新型コロナウイルス感染症を考慮し、中止。										

6 各派代表者会議

(1) 構成員

議長、副議長及び各会派の代表者をもって構成している。

(2) 協議事項

- ① 市長提出の人事案件に関する事項
- ② 議会内人事案件に関する事項
- ③ 議会費、当初予算要求資料の検討に関する事項
- ④ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による市長の専決処分事項の指定に関する事項
- ⑤ 会派間の連絡調整に関する事項
 - ア 議員の海外行政視察等に関する事項
 - イ 市及び議会の行事に関する事項
 - ウ 議会の慶弔に関する事項
- ⑥ 行政執行上の重要課題（危機管理等を含む）に関する事項
- ⑦ その他議長が協議・報告することが適当であると認められる事項

(3) 決定事項の会派への周知

各会派の代表者が自会派に持ち帰り周知徹底する。

(4) 名簿（令和 3 年 5 月 1 日現在）

各派代表者会議								
議	長	長谷川	章	悦	市民クラブ	木	下	靖
副	議	藤	田	誠	日本共産党	藤	原	浩
あ	お	洩	谷	勲	公	明	山	武
自	由	花	田	明	党	山	本	朝
民	主	明	仁					
党								

(5) 開催実績

令和 2 年度 29 回

7 全員協議会

(1) 構成員

全議員が構成員となる。

(2) 協議事項

議会の円滑かつ合理的な運営を図るため、市政に関する重要な事項等の協議を行う。

(3) 開催実績

令和2年度 なし

8 議会改革推進協議会

(1) 構成員

副議長及び議長から指名を受けた委員をもって構成し、委員の定数は5名とする。

(2) 協議事項

議会改革の推進に係る事項（他の委員会等が所管するものを除く。）に関する協議を行う。

(3) 委員外議員の取扱い

会派内に委員がいない会派に属する議員及び無所属の議員に対し、委員外議員として出席の要請をしている。また、委員が出席できないときは、当該委員の所属する会派の議員1人に対し、委員外議員として出席を要請している。

(4) 名簿（令和3年5月1日現在）

議会改革推進協議会				
座長	藤田 誠	委員	山本 治男	
委員	軽米 智雅子	委員	木戸 喜美男	
委員	万徳 なお子			
委員	秋村 光男			

(5) 開催概要 41 ページに記載のとおり

9 議会広報紙編集会議

(1) 構成員

議長から指名を受けた委員をもって構成し、定数は7名とする。

(2) 協議事項

議会広報紙の編集に関する協議を行う。

(3) 委員外議員の取扱い

会派内に委員がいない会派に属する議員及び無所属の議員に対し、委員外議員として出席の要請をしている。また、委員が出席できないときは、当該委員の所属する会派の議員1人に対し、委員外議員として出席を要請している。

(4) 名簿（令和3年5月1日現在）

議会広報紙編集会議										
会	長	渡	部	伸	広	委	員	中	村	美津緒
副	会	長	山	脇	智	委	員	丸	野	達夫
委	員	奈	良	祥	孝	委	員	花	田	明仁
委	員	澁	谷	洋	子					

(5) 開催概要 41 ページに記載のとおり

10 議会広報広聴推進会議

(1) 構成員

議長から指名を受けた委員をもって構成し、定数は7名とする。

(2) 協議事項

- ① 議会報告会に関する事項
- ② 議会放映に関する事項
- ③ 議会ホームページに関する事項
- ④ 議会図書室の管理運営に関する事項
- ⑤ その他議会広報広聴の推進に当たり必要な事項

(3) 委員外議員の取扱い

会派内に委員がいない会派に属する議員及び無所属の議員に対し、委員外議員として出席の要請をしている。また、委員が出席できないときは、当該委員の所属する会派の議員1人に対し、委員外議員として出席を要請している。

(4) 名簿 (令和3年5月1日現在)

議会広報広聴推進会議											
会 副 委 委	長 長 員 員	中 木 赤 蛭	村 下 平 名	節 靖 勇 和	雄 靖 人 子	委 委 委	員 員 員	山 神 館	本 山 山	武 昌 善	朝 則 也

(5) 開催概要 41 ページに記載のとおり

※議会改革推進協議会、議会広報紙編集会議及び議会広報広聴推進会議の開催

開催内容		委員会名	議会改革推進協議会	議会広報紙編集会議	議会広報広聴推進会議	備考
令和2年 4月	開催月日		4月21日			
	会議時間(分)		11:01 ~ 11:54 0:53			
	(休憩時間/実会議時間)					
	出席委員/()内は傍聴者数		7人中7人 (1人)			
5月	開催月日		5月22日			
	会議時間(分)		14:30 ~ 15:25 0:55			
	(休憩時間/実会議時間)					
	出席委員/()内は傍聴者数		7人中7人 (1人)			
6月	開催月日		6月26日			
	会議時間(分)		13:00 ~ 14:08 1:08			
	(休憩時間/実会議時間)					
	出席委員/()内は傍聴者数		7人中7人 (0人)			
7月	開催月日		7月30日			
	会議時間(分)		10:03 ~ 10:49 0:46			
	(休憩時間/実会議時間)					
	出席委員/()内は傍聴者数		7人中7人 (1人)			
8月	開催月日		8月20日			
	会議時間(分)		11:00 ~ 11:39 0:39			
	(休憩時間/実会議時間)					
	出席委員/()内は傍聴者数		6人中6人 (1人)			
9月	開催月日		9月25日			
	会議時間(分)		11:00 ~ 11:39 0:39			
	(休憩時間/実会議時間)					
	出席委員/()内は傍聴者数		6人中6人 (0人)			
10月	開催月日		10月23日			
	会議時間(分)		11:00 ~ 11:35 0:35			
	(休憩時間/実会議時間)					
	出席委員/()内は傍聴者数		6人中6人 (1人)			
11月	開催月日		11月13日	11月27日	11月27日	
	会議時間(分)		10:00 ~ 10:15 0:15	13:54 ~ 13:57 0:03	14:02 ~ 14:05 0:03	
	(休憩時間/実会議時間)			(組織会)	(組織会)	
	出席委員/()内は傍聴者数		6人中6人 (0人)	7人中7人 (0人)	7人中7人 (0人)	
12月	開催月日			12月21日	12月21日	
	会議時間(分)			10:00 ~ 10:53 0:53	13:28 ~ 14:29 1:01	
	(休憩時間/実会議時間)					
	出席委員/()内は傍聴者数			7人中7人 (0人)	7人中7人 (0人)	
令和3年 1月	開催月日		1月15日	1月19日	1月29日	
	会議時間(分)		10:00 ~ 10:23 0:23	10:20 ~ 11:15 0:55	9:59 ~ 11:31 1:32	
	(休憩時間/実会議時間)					
	出席委員/()内は傍聴者数		6人中5人 (0人)	7人中7人 (0人)	7人中7人 (0人)	
2月	開催月日		2月12日		2月24日	
	会議時間(分)		13:00 ~ 13:33 0:33		10:00 ~ 11:04 1:04	
	(休憩時間/実会議時間)					
	出席委員/()内は傍聴者数		6人中6人 (1人)		7人中7人 (0人)	
3月	開催月日		3月25日	3月19日	3月26日	
	会議時間(分)		10:00 ~ 10:43 0:43	10:00 ~ 10:29 0:29	9:58 ~ 11:02 1:04	
	(休憩時間/実会議時間)					
	出席委員/()内は傍聴者数		6人中6人 (0人)	7人中7人 (0人)	7人中7人 (0人)	
視察			新型コロナウイルス感染症を考慮し、中止。			

1 1 議会選出各種委員等（令和3年5月1日現在） ※推薦予定の者も含む

（1）議会の同意及び選挙で決定すべき委員・議員

名 称	定 数	う ち 議 員 数	委 員（議 員） 名
監 査 委 員	4 名	2 名	奈良岡・奥谷
青森地域広域事務組合	17 名	9 名	木戸・神山・小豆畑・中村（節） 秋村・竹山・万徳・渡部・山脇
黒石地区清掃施設組合	10 名	2 名	小豆畑・天内

（2）附属機関の委員（地方自治法第138条の4第3項に基づくもの）

名 称	定 数	う ち 議 員 数	委 員 名
病 院 運 営 審 議 会	9 名	2 名	工藤・村川
自動車運送事業運営審議会	15 名以内	3 名	中村（美）・中田・山本（武）
都 市 計 画 審 議 会	20 名以内	7 名	里村・澁谷（洋）・奥谷・ 中田・橋本・赤平・軽米

（3）その他の委員等

名 称	定 数	う ち 議 員 数	委 員（等） 名
交 通 安 全 対 策 協 議 会	—	4 名	長谷川（議長）、藤田（副議長）、 中村（美）（文教経済常任委員 長）、神山（都市建設常任委員 長）
青 森 港 振 興 協 会	—	3 名	長谷川（議長）、 中村（美）（文教経済常任委員 長）、神山（都市建設常任委員 長）
青 森 港 環 境 整 備 促 進 期 成 同 盟 会	—	10 名	長谷川（議長）、藤田（副議長）、 都市建設常任委員全員
堤 川 水 系 整 備 促 進 期 成 同 盟 会	—	9 名	長谷川（議長）、 都市建設常任委員全員
主要地方道屏風山内真部線 完 成 促 進 期 成 同 盟 会	—	2 名	長谷川（議長）、 神山（都市建設常任委員長）
暴力追放青森市民会議	—	2 名	長谷川（議長）、 大矢（総務企画常任委員長）

IV 請願・陳情

1 請願の取扱い

- (1) 請願書は、邦文を用いて請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所（法人の場合は所在）及び氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印したものを提出する。
- (2) 請願は、1名以上の紹介議員の署名または記名押印が必要である。ただし、正副議長は請願の紹介議員になることを遠慮するよう、また、議員は、自己の所属する委員会に係る請願の紹介議員になることを遠慮するよう、議会運営委員会の申し合わせ事項で定められている。
- (3) 請願は、開会日の翌日（当日が市の休日の場合は、その翌日）の午後5時までに提出されたものについては、各所管委員会にそれぞれ付託の上、審査を行っている。
締切日以降に提出されたものについては、原則として閉会日に所管委員会に閉会中の継続審査事件として付託する。ただし、緊急を要するものについては、閉会日に本会議で審査することができる。なお、内容が複数の委員会にまたがる請願については、受理する前に分割して提出するよう働きかけている。
複数項目の請願が提出された場合は、内容が密接不可分で分割できない場合を除き、1項目ずつの請願が提出されたものとして取り扱い、疑義がある場合は議会運営委員会でその取扱いを協議する。
- (4) 閉会中に提出された請願は、議長がその都度受理し、次の議会において所管の委員会に付託する。
- (5) 議会において審議されたものは、その結果を文書をもって提出者に通知する。また、採択となったもので、市長その他の関係機関において処理すべきものは、これを送付し、年度末までに報告を求め、第2回定例会（6月）において報告する。

2 陳情の取扱い

- (1) 陳情書は、邦文を用いて陳情の趣旨、提出年月日、陳情者の住所（法人の場合は所在）及び氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印したものを提出する。
- (2) 陳情は、議長がその都度受理し、議長呈覧とした上で、その写しを議員及び関係する理事者に電磁的方法により配付する。

(3) 議員は、受理された陳情のうち、その内容に賛同するものについては、陳情者に連絡を取り、自らが紹介議員となって請願として提出するよう働きかけることとしている。

(4) 受理された陳情のうち、(3)によらず委員会に付託して審査すべきとの意見が議員から出されたものについては、議会運営委員会でその取扱いを協議する。

3 請願受理状況一覧表

提出時期	受理年月日	受理番号	件名	請願者	付託委員会	付託年月日	委員会審査結果	議決年月日	議決結果
令和2年第4回定例会	R2.11.27	5	新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める請願	青森民主商工会 会長 佐藤 新吉	文教経済(常)	R2.12.11	採択	R2.12.23	不採択
令和2年第4回定例会	R2.11.27	6	学校給食に関する請願	学校給食の無料化をめざす青森市民の会 和田 力	文教経済(常)	R2.12.11	不採択	R2.12.23	不採択
令和3年第1回定例会	R3.2.19	1	新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める請願	青森民主商工会 会長 佐藤 新吉	文教経済(常)	R3.3.8	採択	R3.3.22	不採択
令和3年第1回定例会	R3.2.22	2	ブックスタート事業の復活を求める請願	新日本婦人の会 青森支部 支部長 北田 文子	民生環境(常)	R3.3.8	不採択	R3.3.22	不採択

4 陳情受理状況一覧表

提出時期	受理年月日	受理番号	件名	付託委員会	付託年月日	委員会審査結果	議決年月日	議決結果	備考
令和2年第2回定例会	R2.4.8	6	インフレ率2%を達成するまで消費税を凍結するよう国に意見書を提出するよう求める陳情	-	-	-	-	-	
令和2年第2回定例会	R2.4.8	7	基礎的財政収支黒字化目標を撤廃するよう国に意見書を提出するよう求める陳情	-	-	-	-	-	
令和2年第2回定例会	R2.5.11	8	安藤提言を早急に実行するよう国に意見書を提出するよう求める陳情	-	-	-	-	-	
令和2年第2回定例会	R2.5.12	9	看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情	-	-	-	-	-	議員提出議案として提出
令和2年第2回定例会	R2.5.12	10	介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情	-	-	-	-	-	議員提出議案として提出
令和2年第3回定例会	R2.7.10	11	後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情書	-	-	-	-	-	
令和2年第3回定例会	R2.8.25	12	直営登録博物館の設置に関する陳情書	-	-	-	-	-	
令和2年第4回定例会	R2.11.24	13	新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める陳情	-	-	-	-	-	
令和2年第4回定例会	R2.11.26	14	新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める陳情	-	-	-	-	-	
令和2年第4回定例会	R2.11.26	15	新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める陳情	-	-	-	-	-	
令和2年第4回定例会	R2.11.30	16	新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める陳情	-	-	-	-	-	
令和2年第4回定例会	R2.12.1	17	新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める陳情	-	-	-	-	-	
令和3年第1回定例会	R3.2.12	1	国立病院の機能強化を求める陳情書	-	-	-	-	-	議員提出議案として提出

V 報酬・旅費等

1 議員報酬（平成 29 年 4 月 1 日適用）

区 分	議 長	副 議 長	議 員
月額（円）	658,000	603,000	580,000

※新たに議員等になった場合は、議員等になった日から支給する。（日割計算）

退職等により議会議員でなくなったときは、その日までの議員の議員報酬を支給する。ただし、死亡により議会議員でなくなったときは、その当月分までの議員の議員報酬を支給する。

参考／特別職等の給料（平成 27 年 1 月 1 日適用）

区 分	市長	副市長	教育長	公営企業 管理者
月額（円）	1,000,000	788,000	660,500	635,000

※新型コロナウイルス感染症や豪雪が市民の暮らしに大きな影響を与えていることを踏まえ、市長及び副市長の給料月額について、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで減額。

2 期末手当（加算割合含む 令和 3 年 4 月 1 日適用）

区 分	6 月	12 月
算定式	報酬月額×1.2×1.6	報酬月額×1.2×1.6

3 費用弁償（平成 17 年 4 月 1 日適用）

区 分	内 容	
鉄 道 賃	乗車に要する旅客運賃、急行料金及び特別車両料金	
船 賃	乗船に要する旅客運賃及び特別船室料金	
航 空 賃	現に支払った旅客運賃	
日当（1日につき）		3,000 円
宿泊料 （一夜につき）	甲地方 （市制施行地）	14,800 円
	乙地方 （その他の地域）	13,300 円

※平成 29 年 4 月 1 日から会議出席に伴う費用弁償を廃止

4 視察旅費（令和3年度当初予算）

区 分		年額（円）
一般行政視察旅費（1人当たり）		200,000
陳情・視察旅費	常任委員会（1人当たり）	110,000
	議会運営委員会（1人当たり）	110,000
	特別委員会・協議等の場（1人当たり）	90,000

5 政務活動費（平成25年3月1日適用）

金額：1人当たり月額90,000円を四半期ごとに交付

支給対象：以下に掲げるいずれかとする。

- ① 会派
- ② 会派に属する議員の全てが議員個人に対する政務活動費の交付を希望する場合における当該議員
- ③ 会派に属さない議員（無所属議員）

6 議員派遣実績一覧表（令和2年4月～令和3年3月） ※市内を除く

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年度については議員派遣を中止した。

なお、一般行政視察及び委員会視察に係る予算は、全額を新型コロナウイルス対策に充てることとし、減額補正を行った。

7 視察来訪実績（令和2年4月～令和3年3月）

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年度については行政視察の受入れを実施しなかった。

8 議会関係予算

(単位：千円)

予算科目	令和3年度当初		令和2年度当初		比較	備考
	予算額	割合	予算額	割合		
報酬	244,812	36.40	244,812	36.40	0	
給料	70,730	10.52	75,582	11.24	△ 4,852	職員構成の変化等に伴う減
職員手当等	143,847	21.39	122,367	18.19	21,480	職員構成の変化等に伴う増
共済費	109,701	16.31	111,652	16.60	△ 1,951	市議会議員共済費負担金率の変更に伴う減
賃金	0	0.00	0	0.00	0	臨時職員の賃金科目廃止による減
報償費	72	0.01	72	0.01	0	
費用弁償	19,493	2.90	19,475	2.90	18	役職等の変動に伴う各種議長会旅費の減
旅費	4,982	0.74	4,926	0.73	56	
交際費	808	0.12	808	0.12	0	
消耗品費	1,799	0.27	1,862	0.28	△ 63	
食糧費	100	0.01	100	0.01	0	
印刷製本費	11,204	1.67	10,951	1.63	253	あおもり市議会だより印刷費の増加による増
一般修繕料	0	0.00	0	0.00	0	
通信運搬費	599	0.09	594	0.09	5	
手数料	85	0.01	85	0.01	0	
委託料	20,706	3.08	21,742	3.23	△ 1,036	音声データ反訳業務委託廃止による減
使用料及び賃借料	3,035	0.45	1,882	0.28	1,153	音声認識ソフト導入経費による増
備品購入費	296	0.04	31	0.00	265	
負担金	2,530	0.38	2,417	0.36	113	
補助及び交付金	37,800	5.62	37,800	5.62	0	
合計	672,599	100.00	657,158	97.70	15,441	
※当初予算に占める議会費の割合	0.6		0.5			

VI 議会の広報

1 会議録

名 称	青森市議会会議録
発行部数	定例会ごと 65 部発行 (臨時会の会議録は直近の定例会の会議録と合本)
印刷の種類	A 4 判、10.5 ポイント、横書き、46 字×40 行
発行経費	令和 3 年度契約額 音声データ反訳費用(1 時間当たり)…27,280 円
配付先	次期定例会の告示日以降に会派及び理事者並びに国立国会図書館、 県立図書館、市民図書館、各市民センター等に配付

2 議会報

(1) 紙面版

名 称	あおもり市議会だより「ぎかいの森」
創 刊	平成 29 年 5 月(平成 17 年 5 月創刊、平成 29 年度からリニューアル)
発行部数	定例会ごと 123,500 部発行
仕 様	A 4 判、11 ポイント、縦 3 段組、15 字×22 行
用 紙	中性紙 64.0 g/m ² で次の条件を満たすもの 古紙パルプ配合率の極力高い製品または古紙パルプとともにその他の 環境配慮パルプ(森林認証パルプや植林木パルプ等)を使用したもの
ページ数	16 ページ
配布方法	業者委託により配布
発行経費	令和 3 年度契約額 印刷費用…7,607,600 円、配布費用(1 部当たり)…18.7 円
編 集	議会広報紙編集会議(委員数 7 名)

(2) 点字版

創 刊	平成 19 年 4 月
発行部数	定例会ごとおおむね 75 部発行
仕 様	B 5 判変形、エンボス点字(本文両面印刷)
用 紙	表紙：上質紙 110kg 本文：上質紙 90kg
ページ数	90 ページ程度
配布方法	第四種郵便物(点字郵便物)として利用者に無料で送付
発行経費	令和 3 年度契約額 印刷費用(1 部当たり)…1,250 円

(3) テープ版・CD版

創 刊	テープ版：平成 19 年 4 月 CD版(デイジー図書)：平成 25 年 5 月
発行部数	定例会ごとおおむね 45 部発行

録音の種類 カセットテープ・CD

配布方法 第四種郵便物（特定録音物等郵便物）として利用者に無料で送付

発行経費 令和3年度契約額 朗読、ダビング及び発送費用…92,480円

※点字版及びテープ版・CD版のあおり市議会だよりの発行に対し、地域生活支援事業費補助金が国・県から交付されている。

3 青森ケーブルテレビによる本会議生中継

平成11年第3回定例会（旧青森市）から、青森ケーブルテレビの加入世帯に、青森市議会本会議の様子を開議から閉議まで、ノーカット・ノー編集・ノー解説の生中継で放映。

青森ケーブルテレビ株式会社の番組として放映されるため、本市から同社への放映料の負担はなし。

4 青森市議会ホームページ

平成15年8月1日より運用開始（旧青森市）。

市議会の概要、定例会・臨時会の開催状況、あおり市議会だより等を掲載。

会議録検索システム（旧青森市：平成10年第1回臨時会分から、旧浪岡町：平成15年第4回臨時会分から）の配信、本会議のインターネットによる生中継の配信（平成17年第1回定例会から）、本会議のインターネットによる録画映像の配信（平成20年第2回定例会から実施。過去1年間分の録画映像が視聴可能）を実施。

【ホームページアドレス】

<http://www.city.aomori.aomori.jp/gikai/top.html>

5 議会報告会

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、令和2年度については議会報告会を中止し、代替措置として、全市民を対象とした「市政及び市議会に関するアンケート」を実施した。

<市政及び市議会に関するアンケート概要>

受付期間 令和2年11月12日から令和2年12月31日まで

回答の状況 57名から回答

Ⅶ 議会図書室

(1) 設置目的

議員の調査研究に必要な図書及び参考となる資料を収集し、議員の調査研究に資することを目的とする。(地方自治法第100条第19項)

(2) 利用及び収集整理

図書室は、市議会議員のほか、市職員が利用できる。

図書の貸出しは1回につき1人5冊まで、貸出し期間は貸出日から15日間。整理方法は、図書台帳に登録の上、日本十進分類法により整理。

(3) 蔵書数(令和3年3月31日現在)

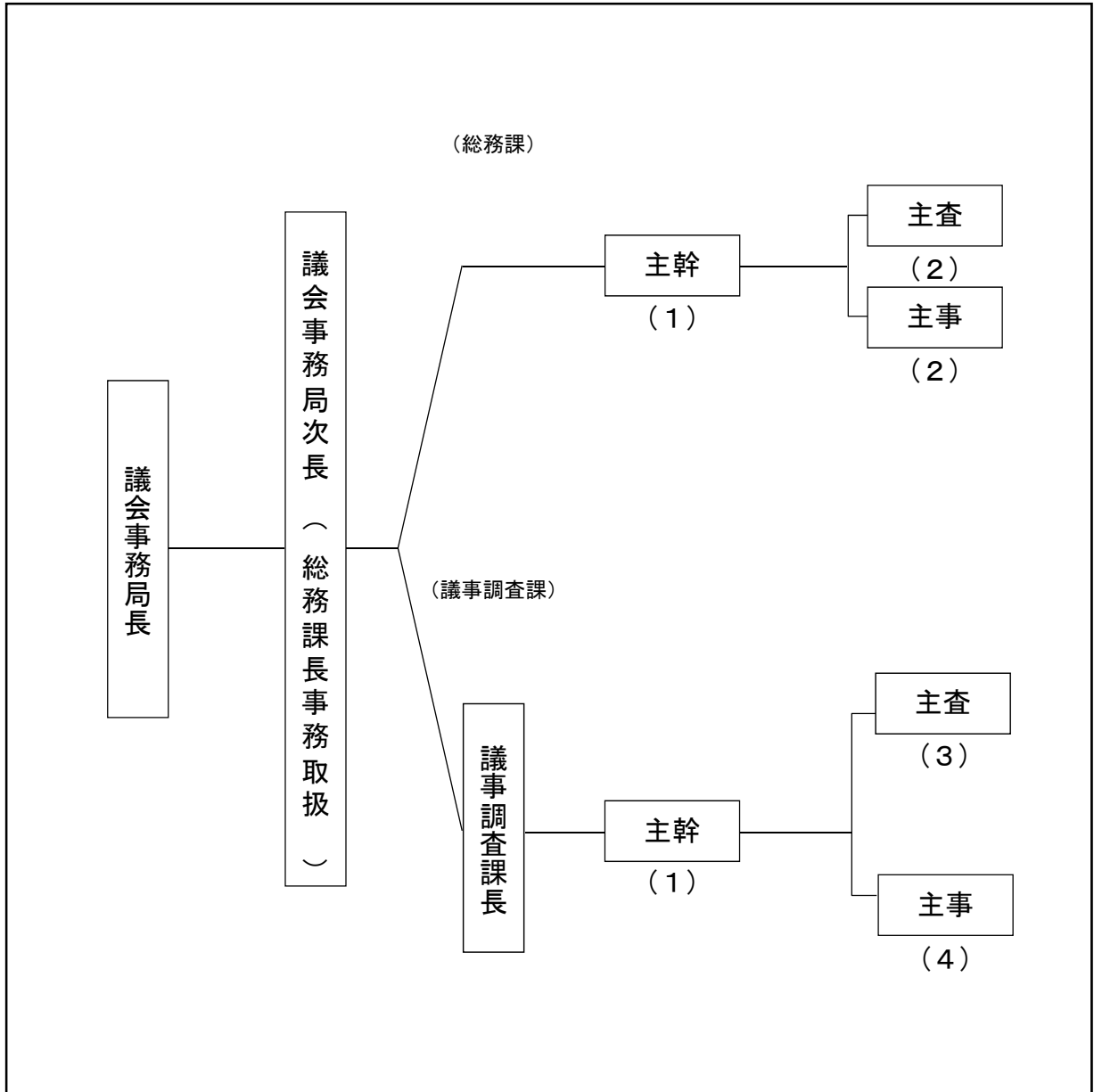
(単位:冊)

総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学
46	3	415	1,138	53
技術	産業	芸術	言語	文学
57	97	51	44	10
			合計	
			1,914	

(4) 令和3年度図書購入関係予算 689千円

VII 議会事務局

1 議会事務局機構図 (令和3年4月1日現在 定数22名 現員16名)



※総務課に2名の会計年度任用職員を配置

※議事調査課に1名の会計年度任用職員を配置

2 事務分掌

(総務課)

- 1 文書及び公印に関する事項
- 2 議員の身分、報酬及び費用弁償に関する事項
- 3 議員の表彰に関する事項
- 4 議長会及び議員共済会に関する事項
- 5 議員及び職員の出張に関する事項
- 6 秘書、儀式、交際に関する事項
- 7 職員の人事及び諸給与に関する事項
- 8 予算、決算及びその他の経理に関する事項
- 9 物品の購入及び管理に関する事項
- 10 議事堂の使用に関する事項
- 11 政務活動費に関する事項
- 12 局内事務の連絡調整に関する事項

(議事調査課)

- 1 文書に関する事項
- 2 本会議、委員会及び協議会等に関する事項
- 3 公聴会に関する事項
- 4 議案その他付議案件の調整に関する事項
- 5 請願書及び陳情書等の受理並びに処理に関する事項
- 6 会議の通知及び議員の出欠席に関する事項
- 7 議事の日程の作成及び諸通告に関する事項
- 8 議会の行う選挙に関する事項
- 9 傍聴人に関する事項
- 10 議決事項等の処理に関する事項
- 11 会議録の保管に関する事項
- 12 議決証明に関する事項
- 13 議会の速記に関する事項
- 14 会議録の調製に関する事項
- 15 議会情報管理（議会会議録検索システム等）に関する事項
- 16 市政調査に関する事項
- 17 規則等の制定、改廃及び関係法規の研究に関する事項
- 18 各種の調査資料の収集、整理保存及び交換に関する事項
- 19 広報に関する事項
- 20 議会図書室に関する事項
- 21 議会史に関する事項

IX 議事堂の概要

(1) 概要

- ① 所在地 青森市中央一丁目 22 番 5 号
- ② 建築面積 1,118.15 m²
- ③ 延べ面積 3,428.05 m² (地上 4 階 塔屋 2 階)
- ④ 構造 事務局棟及び議場棟 (1、2 階) : 鉄筋コンクリート造
議場 : 鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造
- ⑤ 設備 電気・拡声・電話・冷暖房・給排水衛生・空調
- ⑥ 工事費 3 億 5,200 万円
内訳 ・建築 2 億 1,678 万円
・電気 3,415 万円
・設備 6,398 万円
・その他 3,709 万円
- ⑦ 工期 着工 昭和 47 年 7 月 4 日 / 竣工 昭和 48 年 5 月 20 日

(2) 階別面積 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

階	室 内	面積 (m ²)	階	室 内	面積 (m ²)
一階	守衛室	20.00	三階	議長室	78.00
	運転手控室	145.00		副議長室	26.00
	機械室その他	137.00		局長室	39.00
二階	議員控室 (自由民主党) 議員控室 (日本共産党) 議員控室 (市民クラブ) 議員控室 (あおり令和の会) 議員控室 (公明党)	341.25		事務局	117.00
				議場	397.00
				倉庫その他	19.50
			四階	第 1 委員会室	78.00
				第 2 委員会室	65.00
	第 3 委員会室	78.00			
	議員控室 (無所属)	39.00	第 4 委員会室	78.00	
第 1 議員応接室	36.30	ミキサー室	19.00		
第 2 議員応接室	78.00	議会図書室	39.00		
第 3 議員応接室					

資 料 編

I	議 長 等 一 覧	5 5
II	名 譽 議 員	5 9
III	市 長 等 一 覧	6 2
IV	議会運営委員会申し合わせ事項	6 4

I 議長等一覧(令和3年4月1日現在)

歴代議長

順位	氏名	就任年月日	満期(辞任)年月日
初代	間山 勲	H 17. 4. 12	H 18. 11. 25
2	奥谷 進	H 18. 11. 27	H 21. 3. 25
3	渋谷 勲	H 21. 3. 25	H 22. 11. 25
4	花田 明仁	H 22. 11. 26	H 24. 12. 25
5	丸野 達夫	H 24. 12. 25	H 26. 11. 25
6	大矢 保	H 26. 11. 26	H 29. 12. 6
7	里村 誠悦	H 29. 12. 6	H 30. 11. 25
8	長谷川 章悦	H 30. 11. 26	現在

歴代副議長

順位	氏名	就任年月日	満期(辞任)年月日
初代	奈良 祥孝	H 17. 4. 12	H 18. 11. 25
2	中川 勅使男	H 18. 11. 27	H 21. 3. 25
3	館山 善一	H 21. 3. 25	H 22. 11. 25
4	仲谷 良子	H 22. 11. 26	H 24. 12. 25
5	秋村 光男	H 24. 12. 25	H 26. 11. 25
6	竹山 美虎	H 26. 11. 26	H 29. 12. 6
7	斎藤 憲雄	H 29. 12. 6	H 30. 11. 25
8	藤田 誠	H 30. 11. 26	現在

監 査 委 員（議会選出）

氏 名	就任年月日	満期（辞任）年月日
工 藤 豊 秀	H 17. 5. 19	H 18. 11. 25
福 士 銀 一	H 17. 5. 19	H 18. 11. 25
工 藤 徳 信	H 18. 12. 20	H 20. 12. 1
花 田 明 仁	H 18. 12. 20	H 20. 12. 1
工 藤 徳 信	H 20. 12. 18	H 22. 11. 25
花 田 明 仁	H 20. 12. 18	H 22. 11. 25
渋谷 勲	H 22. 12. 22	H 24. 11. 30
奈良 祥 孝	H 22. 12. 22	H 24. 11. 30
奈良 祥 孝	H 24. 12. 25	H 26. 11. 25
小 倉 尚 裕	H 25. 3. 25	H 26. 11. 25
丸 野 達 夫	H 26. 12. 25	H 28. 12. 20
赤 木 長 義	H 26. 12. 25	H 28. 9. 27
里 村 誠 悦	H 29. 1. 17	H 29. 12. 6
中 村 節 雄	H 29. 1. 17	H 30. 11. 25
館 山 善 也	H 30. 3. 24	H 30. 11. 25
館 山 善 也	H 30. 12. 27	R 2. 12. 1
木 下 靖	H 30. 12. 27	R 2. 12. 1
奥 谷 進	R 2. 12. 24	現 在
奈良岡 隆	R 2. 12. 24	現 在

青森地域広域事務組合議会議長

順位	氏 名	就任年月日	満期（辞任）年月日
初代	舘 山 善 一	H 3. 3. 28	H 4. 3. 11
2	木 村 清	H 4. 3. 24	H 6. 3. 7
3	鶴 谷 義 則	H 6. 3. 29	H 8. 3. 7
4	蝦 名 政 雄	H 8. 3. 22	H 10. 3. 7
5	神 文 雄	H 10. 3. 30	H 12. 3. 8
6	坪 清 美	H 12. 3. 27	H 12. 10. 2
7	大 矢 保	H 12. 10. 2	H 14. 3. 7
8	小笠原 正 勝	H 14. 3. 29	H 16. 3. 2
9	工 藤 豊 秀	H 16. 3. 25	H 17. 3. 31
10	斎 藤 憲 雄	H 17. 9. 22	H 18. 11. 25
11	里 村 誠 悦	H 18. 12. 21	H 20. 12. 1
12	柴 田 久 子	H 20. 12. 19	H 22. 11. 25
13	藤 田 誠	H 22. 12. 24	H 24. 11. 30
14	小豆畑 緑	H 25. 3. 26	H 26. 11. 25
15	渋谷 勲	H 26. 12. 25	H 28. 12. 19
16	渋谷 勲	H 29. 1. 31	H 30. 11. 25
17	中 村 節 雄	H 30. 12. 27	R 2. 12. 2
18	木 戸 喜美男	R 2. 12. 24	現 在

※広域事務組合議会議長は、青森市選出の広域事務組合議会議員から選任されている。
（青森地域広域事務組合は平成3年2月1日に発足）

青森地域広域消防事務組合議会議長

順位	氏 名	就任年月日	満期（辞任）年月日
初代	柿 崎 西 松	S 47. 5. 27	S 49. 3. 7
2	鹿 内 富士保	S 49. 3. 29	S 51. 3. 8
3	山 口 甚 吾	S 51. 3. 24	S 53. 3. 7
4	伊 藤 豊	S 53. 3. 29	S 55. 3. 10
5	鈴 木 彰	S 55. 3. 24	S 57. 3. 7
6	佐 井 武 松	S 57. 3. 30	S 59. 3. 5
7	木 村 誠 悦	S 59. 3. 23	S 61. 3. 7
8	工 藤 徳 信	S 61. 3. 28	S 63. 3. 14
9	成 田 友三郎	S 63. 3. 25	H 元. 10. 17
10	秋 元 武 栄	H 元. 12. 18	H 2. 3. 7
11	木 村 隆 徳	H 2. 3. 29	H 4. 3. 11
12	船 橋 繁 雄	H 4. 3. 25	H 6. 3. 7
13	阿 保 文 雄	H 6. 3. 30	H 8. 3. 7
14	工 藤 豊 秀	H 8. 3. 27	H 10. 3. 7
15	奥 谷 進	H 10. 3. 30	H 12. 3. 8
16	前 田 保	H 12. 3. 27	H 13. 3. 19
17	桜 田 文 寛	H 13. 3. 26	H 14. 3. 7
18	間 山 勲	H 14. 3. 29	H 16. 3. 2
19	奈 良 祥 孝	H 16. 3. 25	H 17. 3. 31
20	坪 清 美	H 17. 6. 29	H 18. 11. 25
21	嶋 田 肇	H 18. 12. 21	H 20. 12. 1
22	鳴 海 強	H 20. 12. 19	H 22. 11. 25
23	里 村 誠 悦	H 22. 12. 24	H 24. 11. 30
24	渋 谷 勲	H 24. 12. 27	H 26. 7. 1
25	大 矢 保	H 26. 7. 25	H 26. 11. 25
26	花 田 明 仁	H 26. 12. 25	H 27. 3. 31

※消防事務組合議会議長は、青森市選出の消防事務組合議会議員から選任されていた。

（青森地域広域消防事務組合は昭和 47 年 4 月 1 日に発足）

※青森地域広域消防事務組合は平成 27 年 3 月 31 日で解散し、同年 4 月 1 日に青森地域広域事務組合と統合

Ⅱ 名誉議員

議会議員として30年以上市勢の発展に寄与し、退職した者（死亡による退職の場合、または退職後死亡した場合にはその遺族）に対し、議会の決議をもって名誉議員の称号を贈るものである。（青森市議会名誉議員に関する規程）

羽 賀 銀次郎 元議員（1884年～1977年）（昭和51年3月27日逝去）

（議員在職期間 昭和3年12月～昭和7年12月・昭和11年4月～昭和42年5月）

昭和3年12月の当選以来、7期35年余りにわたり在職、青森市議会保安常任委員長や青森市選挙管理委員を務めた。

昭和35年 2月 青森県褒賞授与

昭和35年 10月 藍綬褒章授与

昭和40年 4月 勲四等瑞宝章授与

昭和42年 3月 青森市議会名誉議員の称号授与

昭和51年 3月 従五位授与

三 上 惣之進 元議員（1903年～1994年）（平成6年11月7日逝去）

（議員在職期間 昭和15年4月～昭和49年3月）

昭和15年4月の当選以来、8期34年余りにわたり在職、青森市議会衛生保安常任委員長、青森市議会建設常任委員長、青森市監査委員などを歴任したほか、昭和44年12月からの4年余りは議長の重責を務めた。

昭和49年 11月 勲四等瑞宝章授与

昭和52年 3月 青森市議会名誉議員の称号授与

平成 6年 11月 従五位授与

木 村 清 元議員 〈1936年～2012年〉 （平成24年9月12日逝去）
（議員在職期間 昭和38年5月～平成10年3月）

昭和38年5月の当選以来、連続9期34年余りにわたり在職、青森市議会経済建設常任委員長、青森市議会議会運営委員長などを歴任したほか、青森市農業委員や青森市広域事務組合議会議長を務めた。

平成 元年 12月 青森県褒賞授与
平成10年 6月 青森市議会名誉議員の称号授与
平成11年 4月 勲四等瑞宝章授与

中 村 勝 巳 元議員 〈1925年～2011年〉 （平成23年1月22日逝去）
（議員在職期間 昭和45年3月～平成14年3月）

昭和45年3月の当選以来、連続8期32年にわたり在職、青森市議会新幹線対策特別委員長、青森市議会予算決算特別委員長などを歴任したほか、長年にわたり青森市農業委員を務めた。

平成13年11月 青森県褒賞授与
平成14年 6月 青森市議会名誉議員の称号授与

五 戸 三次郎 元議員 〈1936年～2020年〉 （令和2年12月16日逝去）
（議員在職期間 昭和42年5月～平成22年11月）

昭和42年5月の当選以来、連続11期43年余りにわたり在職、青森市議会大学誘致対策特別委員長や青森市農業委員を歴任したほか、平成2年からの4年間は議長の大任を務めた。

平成18年11月 青森県褒賞授与
平成22年12月 青森市議会名誉議員の称号授与

工 藤 徳 信 元議員〈1936年～ 〉

(議員在職期間 昭和53年3月～平成22年11月)

昭和53年3月の当選以来、連続8期32年余りにわたり在職、青森市議会総務常任委員長、青森市議会新幹線対策特別委員長などを歴任したほか、平成10年3月から2年余りは議長の重責を務めた。

平成20年11月 青森県褒賞授与

平成22年12月 青森市議会名誉議員の称号授与

館 山 善 一 元議員〈1941年～2012年〉 (平成24年1月8日逝去)

(議員在職期間 昭和53年3月～平成22年11月)

昭和53年3月の当選以来、連続8期32年余りにわたり在職、青森市議会総務企画常任委員長、青森市議会議会運営委員長などを歴任したほか、平成21年3月から1年余りは副議長の重責を務めた。

平成15年11月 藍綬褒章

平成22年12月 青森市議会名誉議員の称号授与

小田桐 金 三 元議員〈1934年～ 〉

(議員在職期間 昭和53年3月～平成30年11月)

昭和53年3月の当選以来、連続10期40年余りにわたり在職、青森市議会総務文教常任委員長や青森市監査委員などを歴任したほか、平成8年4月から2年余りは議長の重責を務めた。

平成30年12月 青森市議会名誉議員の称号授与

Ⅲ 市長等一覧(令和3年4月1日現在)

歴代市長

順位	氏名	就任年月日	満期(辞任)年月日
初代	佐々木 誠 造	H 17. 4. 24	H 21. 4. 23
2	鹿 内 博	H 21. 4. 24	H 25. 4. 23
3	鹿 内 博	H 25. 4. 24	H 28. 10. 31
4	小野寺 晃 彦	H 28. 11. 28	R 2. 11. 26
5	小野寺 晃 彦	R 2. 11. 27	現 在

歴代副市長

順位	氏名	就任年月日	満期(辞任)年月日
初代	佐 藤 健 一	H 19. 4. 1	H 20. 9. 30
2	米 塚 博	H 20. 10. 1	H 21. 4. 23
3	加賀谷 久 輝	H 21. 6. 1	H 25. 5. 31
4	加賀谷 久 輝	H 25. 6. 1	H 28. 8. 29
	佐々木 淳 一	H 27. 6. 24	H 28. 8. 22
5	増 田 一	H 29. 1. 17	H 29. 9. 20
	前 多 正 博	H 29. 9. 1	R 3. 3. 31
6	能代谷 潤 治	R 3. 4. 1	現 在

歴代浪岡区長

順位	氏名	就任年月日	満期（辞任）年月日
初代	長谷川 行 惇	H 17. 7. 1	H 19. 6. 30
2	長谷川 行 惇	H 19. 7. 1	H 21. 4. 23
3	福 士 芳 巳	H 21. 5. 11	H 23. 5. 10
4	福 士 芳 巳	H 23. 5. 11	H 25. 5. 10
5	福 士 芳 巳	H 25. 5. 11	H 27. 5. 10
6	工 藤 清 泰	H 27. 5. 11	H 28. 7. 7
7	棟 方 牧 人	H 29. 1. 17	H 31. 1. 16
8	棟 方 牧 人	H 31. 1. 17	R 3. 3. 31

※市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく浪岡地域自治区の設置期間は令和3年3月31日をもって満了した

IV 議会運営委員会申し合わせ事項

(令和2年11月20日 最終改正)

1 議会運営委員会の運営

- (1) 議会運営委員会の決定については、極力全会一致となるよう努めるものとする。
- (2) 議会運営委員会の委員の定数については、議会運営委員会規約に基づき、各会派から選出できる委員数の総数が条例定数以内の場合は、条例を改正しないものとし、条例定数を上回る場合は、条例を改正するものとする。
- (3) 委員外議員の取り扱いは、次のとおりとする。
 - ・ 議会運営委員会に委員2人以上を選出している会派の場合
 - ア 委員が1人でも出席できるときは、原則として欠席委員の代理者に対し委員外議員としての出席の要請をしない。
 - イ 委員全員が出席できないときは、原則として一委員の代理者に対し委員外議員として出席の要請をする。
 - ・ 議会運営委員会に委員1人を選出している会派の場合
委員が出席できないときは、その代理者に対し委員外議員として出席の要請をする。
 - ・ 議会運営委員会に委員を選出できない無所属の場合
一議員に対し委員外議員として出席の要請をする。
 - ・ 委員外議員席は委員長が指定し、名札を置く。
 - ・ 委員外議員が発言する場合は、委員長の許可を得なければならない。
 - ・ 委員外議員は、議会運営委員会の視察に参加できない。

(平成29年6月1日・一部改正)

2 市長提出議案の取り扱い

- (1) 市長提出議案は、人事案を除き原則として委員会付託するものとする。
- (2) 市長提出議案は、原則として招集告示日に議会運営委員会で理事者からの説明後、議員に電磁的方法により配付する。

(平成29年6月1日・一部改正)

- (3) 人事案を除く追加議案は、事前に議会運営委員会の了承を得た上で会期中の総括質疑の対象となるように提出してもらう。なお、それ以後に提出されたものについては、最終日上程し即決とする。人事案は最終日上程し即決とする。

3 議員提出議案の取り扱い

- (1) 議員提出議案は、原則として開会日から受け付けし、翌日の午後5時までに提出するものとする。ただし、当日が市の休日に当たる場合はその翌日の午後5時までとする。
- (2) 意見書及び決議については、原則として最終日上程し、委員会付託を省略し即決とする。

(3) 条例案の取り扱いについては、議会運営委員会でその都度協議する。

4 一般質問

(1) 一般質問は、原則として4日間をもって消化する。

ただし、一般質問の通告者が多い場合は、5日間をもって消化する。

(平成18年12月19日、平成22年12月21日・一部改正)

(2) 一般質問の所要時間は、質問と答弁までを含め1人60分以内とし、原則として質問又は答弁の途中における休憩は行わないこととする。

(平成23年8月19日、平成24年5月23日、平成26年5月20日・一部改正)

(3) 一般質問の通告書は告示と同時に受け付けし、開会日2日前(市の休日は日数に算入しない)の正午までとする。

(平成28年9月23日・一部改正)

(4) 通告内容は具体的に記入し、通告外の質問は許可しない。

(5) 通告書には、答弁を含め予定される所要時間を60分以内で記載する。

(平成23年8月19日、平成24年5月23日・一部改正)

(6) 発言時間は、発言者が演壇に到着したときをもって計測を開始する。ただし、やむを得ない理由による質問又は答弁の途中における休憩の場合は、計測を停止する。

(平成26年5月20日・一部改正)

(7) 発言の順序は議会運営委員会において抽選により決定する。

(8) 原則として、1日目は各会派1人とする。ただし、1日目に全会派が一般質問することができない場合等の対応については、議会運営委員会で協議する。

(9) 内容が重複するもの及び内容を是正する必要があると認められるものについては、あらかじめ議会運営委員会において調整を図る。

(10) 1回目の質問及び答弁は登壇して行い、2回目以降の質問及び答弁は自席で行う。

(平成25年9月26日・一部改正)

(11) 一般質問実施要領は、下記のとおりとする。

(平成26年5月20日・追加、令和2年11月20日・一部改正)

一般質問実施要領

項目	内容
1 趣旨	市民、傍聴者によりわかりやすい議会を目指し、一般質問に一問一答方式を導入する。
2 発言通告	質問項目は、表題・要旨に2分類し、詳細に記載する。
3 質問方式	選択制 ①一問一答方式(質問回数 制限なし)

	1 回目の質問…一括質問・一括答弁 2 回目以降の質問…一問一答 ②一括方式（質問回数 制限なし） すべて一括質問・一括答弁
4 質問時間	① ② 理事者答弁を含め 60 分
5 質問・答弁 場所	① ② 1 回目のみ演壇で一括して行い、2 回目以降は自席で行う。
6 質問順序	① ② 原則、発言通告番号の順に行う。
7 答弁順序	① ② 1 回目は答弁者ごとにまとめて答弁し、2 回目からは原則、質問順に行う。

《運用ルール》

- (1) 発言通告書は、質問事項を具体的に記載し、表題、要旨の 2 項目に分類し、質問趣旨の明確化を図る。
また、数値に関する詳細な質問については、可能な限り通告することとし、答弁できない事態を避けるように努める。
- (2) 「市長の政治姿勢について」又は「地域問題について」の質問項目を通告する場合、小項目まで質問事項を明記する。
- (3) 質問、質疑の通告に当たっては、事前に聞き取りに応じることとする。また、発言通告書に聞き取り日時の記入欄を設け、記入がない場合は、議長は発言通告書を受理しないこととする。
- (4) 次の質問事項に入る場合は、「次に、〇〇〇について再質問します。」のように、質問の区切りが明確になるように努める。
- (5) 質問方式は一問一答方式または一括方式の選択制とし、どちらの方式も通告事項がすべて質問できるように、1 回目の質問及び答弁は演壇にて一括で行い、2 回目以降の質問及び答弁は自席で行う。
- (6) 一括方式の質問では、再質問で取り上げなかった質問事項（小項目がある場合は小項目ごと）について、改めて再質問することはできない。
- (7) 一問一答方式の質問では、終了した質問事項（小項目がある場合は小項目ごと）に戻って再質問することはできない。質問事項内に再質問で取り上げなかった小項目がある場合において次の質問事項に入ったときは、同小項目は、終了した小項目とする。
- (8) 一問一答方式は 1 つの問いに対し、答弁を返す方式であるため、原則、複数の問いをまとめて質問することはできない。
- (9) 質問の趣旨確認のため、議員に対する質問趣旨の確認の機会を付与する。

5 質疑

- (1) 市長提出議案に対する質疑は、原則としてすべての議案を一括議題とし総括質疑として行う。

- (2) 総括質疑の通告は開会日から受け付けし、会期中の一般質問2日目正午までとする。
- (3) 通告内容は具体的に、特に予算案、決算案にあつては款項まで記入し、通告外の質疑は許可しない。
- (4) 発言の順序は議会運営委員会において抽選により決定する。
- (5) 内容を調整する必要があるものについては、一般質問の例による。
- (6) 所管委員会（予算及び決算特別委員会を含む。）の委員は、所管にかかわる議案についての総括質疑を遠慮する。

(平成23年9月27日・旧(7)繰上)

- (7) 発言は自席で行う。

(平成23年9月27日・旧(8)繰上)

6 緊急質問

- (1) 緊急質問は、あらかじめ議会運営委員会の了承を得た上で、議会の同意を得て行う。
- (2) 通告内容は具体的に記入し、通告外のものは許可しない。

7 常任委員会（協議会を含む。）

- (1) 市民の負託にこたえ議会活動を活発化させるために、毎月定例的（原則として21日）に常任委員会を開催するものとする。なお、継続審査事件を審査する場合は委員会とし、その他報告事項等を協議する場合は協議会として開催する。
- (2) 正副議長は、それぞれ異なる常任委員会に所属するものとする。

(平成26年7月31日・追加)

8 特別委員会

- (1) 常態的に存在する特別委員会は、定例会と定例会の間に開催し、継続審査を議決の上、議長へ閉会中の継続審査を申し出る。
- (2) 次の定例会において、本会議に閉会中の継続審査（調査）申出書を配付し、議長が会議に諮り議決する。
- (3) 常態的に存在する特別委員会にあつては、正副議長は、それぞれ異なる特別委員会に所属するものとする。

(平成26年7月31日・追加)

9 予算特別委員会

- (1) 予算案はすべて、第1回、第2回及び第4回定例会においては25人、第3回定例会においては20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査する。

(平成18年12月19日、平成19年7月20日・一部改正)

- (2) 委員は各会派の所属議員数に応じ按分するものとし、無所属議員の取り扱いについては、議会運営委員会での都度協議する。

(3) 委員には、議長を選任しないものとする。

(平成 26 年 8 月 20 日・追加)

(4) 開催日数は、第 1 回においては 3 日間とし、第 2 回、第 3 回及び第 4 回定例会においては 2 日間とする。

(平成 18 年 12 月 19 日、平成 19 年 7 月 20 日・一部改正、平成 26 年 8 月 20 日・旧(3)繰下)

(5) 反対が明確な議案については、予算特別委員会及び本会議における予算案の採決の際、一括採決とする。

(平成 19 年 7 月 20 日・一部改正、平成 26 年 8 月 20 日・旧(4)繰下)

(6) 予算特別委員会内の事実上の協議機関として、正副委員長のほか各会派から理事を 1 名選出し、理事会を設ける。なお、無所属議員が委員となった場合は、オブザーバーとして理事会への出席を求める。

(平成 26 年 8 月 20 日・旧(5)繰下)

(7) 予算特別委員会開催要領は、下記のとおりとする。

(平成 19 年 7 月 20 日・一部改正、平成 26 年 8 月 20 日・旧(6)繰下)

予算特別委員会開催要領

(平成 19 年 7 月 20 日・名称改正)

(1) 開催日数について

① 第 1 回定例会においては、3 日間開催する。

② 第 2 回、第 3 回及び第 4 回定例会においては、2 日間開催する。

(平成 19 年 7 月 20 日・一部改正)

(2) 会議時間について

午前 10 時から午後 5 時までとする。

(3) 休憩時間について

昼食のため 60 分、また、午後トイレタイムとして適宜 30 分程度設ける。

(4) 発言時間（答弁を含む）について

ア 会派持ち時間制（小数点以下は切り捨て）とする。

会派持ち時間＝実質会議時間÷全議員数×会派所属議員数

※ 3 日間開催の場合

実質会議時間 930 分 = 会議時間 420 分×3 日 - 休憩時間 90 分×3 日 - 採決に要する時間 60 分

[会派所属議員数と会派持ち時間の関係]

会派所属議員数（人）	11	10	9	8	7	6	5	4	3
会派持ち時間（分）	286	260	234	208	182	156	130	104	78

※ 2 日間開催の場合

実質会議時間 会議時間 休憩時間 採決に要する時間

600分 = 420分×2日 - 90分×2日 - 60分

〔会派所属議員数と会派持ち時間の関係〕

会派所属議員数（人）	11	10	9	8	7	6	5	4	3
会派持ち時間（分）	187	170	153	136	119	102	85	68	51

- イ 質疑者数は会派にゆだねるものとする。
- ウ 各委員の発言時間は、会派持ち時間内で融通することができる。
- エ 会派持ち時間の計測は、担当書記において行う。

（平成19年7月20日、平成26年8月20日・一部改正）

10 決算特別委員会（平成19年7月20日・追加）

- (1) 決算案はすべて、20人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査する。
- (2) 委員は各会派の所属議員数に応じ按分するものとし、無所属議員の取り扱いについては、議会運営委員会での都度協議する。
- (3) 委員には、議長及び監査委員である議員を選任しないものとする。
（平成26年8月20日・追加）
- (4) 開催日数は、2日間とする。
（平成26年8月20日・旧(3)繰下）
- (5) 反対が明確な議案については、決算特別委員会及び本会議における決算案の採決の際、一括採決とする。
（平成26年8月20日・旧(4)繰下）
- (6) 決算特別委員会内の事実上の協議機関として、正副委員長のほか各会派から理事を1名選出し、理事会を設ける。なお、無所属議員が委員となった場合は、オブザーバーとして理事会への出席を求める。
（平成26年8月20日・旧(5)繰下）
- (7) 決算特別委員会開催要領は、下記のとおりとする。
（平成26年8月20日・旧(6)繰下）

決算特別委員会開催要領

- (1) 開催日数について
2日間開催する。
- (2) 会議時間について
午前10時から午後5時までとする。
- (3) 休憩時間について
昼食のため60分、また、午後トイレタイムとして適宜30分程度設ける。
- (4) 発言時間（答弁を含む）について
ア 会派持ち時間制（小数点以下は切り捨て）とする。
会派持ち時間＝実質会議時間÷全議員数×会派所属議員数

※ 実質会議時間

実質会議時間 会議時間 休憩時間 採決に要する時間
 600分 = 420分×2日 - 90分×2日 - 60分

[会派所属議員数と会派持ち時間の関係]

会派所属議員数(人)	11	10	9	8	7	6	5	4	3
会派持ち時間(分)	187	170	153	136	119	102	85	68	51

- イ 質疑者数は会派にゆだねるものとする。
- ウ 各委員の発言時間は、会派持ち時間内で融通することができる。
- エ 会派持ち時間の計測は、担当書記において行う。

(平成26年8月20日・一部改正)

11 委員長報告 (平成19年7月20日・旧10繰下)

- (1) 本会議最終日の委員長報告は、「委員会に付託された議案名(請願・陳情を含む)及び審査結果」を朗読するものとし、主たる質疑応答については、委員長報告書を作成の上、議員及び議場に入場している理事者へ配付する。配付した委員長報告書の内容を本会議の会議録に掲載する。
- (2) 委員会における閉会中の継続審査事件は、最初に報告する。
- (3) 議会運営に関する事項については、委員長報告を省略する。
- (4) 委員長報告に対する質疑は、あくまでも委員会の審査経過及び結果に対する疑義、少数意見に対する疑義をただす範囲に限られ、議案等に対する質疑は審査を重複することになり許されない。
- (5) 答弁は委員長が行うべきであり、市当局に代理答弁を求めることは許されない。ただし、修正案が提出された場合は、その修正に伴う関係予算等について必要に応じて、市当局が代わって答弁することは差し支えない。
- (6) 委員長が答弁する場合は私見を加えることは許されない。
- (7) 委員長は必要に応じて副委員長に補足説明させることができる。

12 本会議最終日の質疑・討論の通告締め切り (平成25年9月26日・追加)

- (1) 本会議最終日に行う質疑・討論の通告締め切りの日時は、予算特別委員会最終日の午後5時とする。ただし、予算特別委員会の閉会時刻が午後4時を過ぎた場合は、その締め切りを翌日の正午まで延長するものとし、その日が市の休日にかかる場合は、その翌日の正午までとする。
- (2) 不測の追加議案で本会議最終日に市長から提出されるものに係る質疑・討論の通告締め切り日時は、上記(1)にかかわらず、議会運営委員会でその都度協議する。

13 起立採決における着席者の取り扱い (平成25年9月26日・追加)

起立採決の際着席したままの者は、問題を否とする者とみなす。

14 常任委員（協議）会、特別委員会及び議会運営委員会の記録作成及び公開

（平成 28 年 2 月 26 日・全部改正、平成 30 年 11 月 27 日・一部改正、令和 2 年 11 月 20 日・一部改正）

- （1） 常任委員（協議）会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会等」という。）の会議概要（記録）は全文反訳をもとに作成するものとする。
（平成 30 年 11 月 27 日・一部改正）
- （2） 予算特別委員会及び決算特別委員会の会議概要は、次の定例会前に本会議の会議録とあわせて議員及び関係する理事者へ配付する。また、それ以外の委員会等の会議概要は、会議の 2 カ月後を目途に議員及び関係する理事者へ配付する。
- （3） 会議概要の配付は電磁的方法を用いるものとする。
- （4） 常任委員（協議）会の会議概要は、公開するものとする。
（令和 2 年 11 月 20 日・追加）
- （5） 特別委員会及び議会運営委員会の会議概要は、付託議案等の審査を行った部分のみを対象として公開するものとする。
（平成 28 年 5 月 27 日・追加、令和 2 年 11 月 20 日・一部改正）
- （5） 会議概要の公開は、市議会ホームページで PDF 形式により、上記（2）の会議概要を配布する際にそれぞれ行うものとする。
（平成 28 年 5 月 27 日・追加、平成 28 年 9 月 23 日、令和 2 年 11 月 20 日・一部改正）

15 請願・陳情

（平成 19 年 7 月 20 日・旧 12 繰下、平成 25 年 9 月 26 日・旧 13 繰下）

- （1） 請願は、開会日の翌日の午後 5 時（当日が市の休日の場合は、その翌日の午後 5 時）までに提出されたものについては、所管委員会に付託の上、審査し、それ以後に提出されたものについては、会期の最終日において所管委員会に閉会中の継続審査事件として付託する。ただし、緊急を要するものについては、最終日の本会議で審査することができる。
（平成 27 年 4 月 21 日・旧(2)繰上・一部改正）
- （2） 複数項目の請願が提出された場合は、内容が密接不可分で分割することができない場合を除き、1 項目ずつの請願が提出されたものとして取り扱う。
（平成 27 年 4 月 21 日・旧(3)繰上・一部改正）
- （3） 複数項目の請願が提出された場合において、項目を分割できるかどうかについて疑義があるときは、議会運営委員会でその取り扱いについて協議する。
（平成 27 年 4 月 21 日・旧(4)繰上・一部改正）
- （4） 閉会中に提出された請願については、議長がその都度受理し、次の議会において所管の委員会に付託する。

(平成 27 年 4 月 21 日・旧(5)繰上・一部改正)

(5) 請願の紹介

ア 正副議長は紹介議員となることを遠慮する。

イ 正副委員長及び委員は自己の所属する委員会に係る請願の紹介議員となることを遠慮する。

(平成 27 年 4 月 21 日・旧(6)繰上)

(6) 国政に係る請願については、類似の議員提出議案と調整する。

(平成 27 年 4 月 21 日・旧(7)繰上・一部改正)

(7) 陳情については、議長呈覧とし、受理の都度、その写しを議員及び関係する理事者に電磁的方法により配付する。

(平成 27 年 4 月 21 日・追加、平成 28 年 9 月 23 日・一部改正)

(8) 議員は、受理した陳情のうち、その内容に賛同するものについては、紹介議員となるよう努め、陳情者に対し請願として提出するよう働きかけるものとする。

(平成 27 年 4 月 21 日・全部改正)

(9) 受理した陳情のうち、上記(8)によらず委員会に付託して審査すべきとの意見が議員から出されたものについては、議会運営委員会で随時その取り扱いを協議し、委員会に付託して審査するかどうかを決定する。

(平成 27 年 4 月 21 日・追加)

(10) 上記(9)の結果、委員会に付託して審査することが決定した陳情については、当該決定が開会日の翌々日(当日が市の休日の場合は、その翌日)までになされたときは、所管委員会に付託の上、審査し、それ以後に当該決定がなされたときは、会期の最終日において所管委員会に閉会中の継続審査事件として付託する。ただし、緊急を要するものについては、最終日の本会議において審査することができる。

(平成 27 年 4 月 21 日・追加)

(11) 委員会に付託して審査することが決定した陳情については、上記(2)及び(3)を準用する。

(平成 27 年 4 月 21 日・追加)

16 要請及び要望書

(平成 19 年 7 月 20 日・旧 13 繰下、平成 25 年 9 月 26 日・旧 14 繰下)

要請及び要望書等については、常任委員会の審査を経ないで、議長呈覧とする。

17 議員派遣

(平成 19 年 7 月 20 日・旧 14 繰下、平成 25 年 9 月 26 日・旧 15 繰下)

(1) 地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 169 条に基づく議員派遣については、総括質疑の日及び最終日に議決するものとする。なお、総括質疑の日

議決するものについては、一般質問初日正午までに申し込むものとし、最終日に議決するものについては、予算特別委員会最終日までに申し込むものとする。

(平成 25 年 4 月 26 日・一部改正)

- (2) 行政視察先の選定に当たっては、市民の誤解を招くことのないよう慎重に対応するものとする。
- (3) 行政視察の実施に当たっては、視察の実効性を高めるとともに、透明性を確保するため、原則として視察相手先へあらかじめ依頼文書を送付するものとする。ただし、視察の性質上、事前の依頼文書の送付が困難である場合は、視察報告書にその経過等を記載するものとする。
- (4) 改選期における行政視察は、選挙前の早い時期に実施するよう努めるものとし、任期最終の定例会終了後は、やむを得ない事情のない限り自粛するものとする。

18 議会基本条例の研修 (平成 26 年 8 月 25 日・追加)

- (1) 青森市議会基本条例第 21 条第 2 項の規定に基づく研修については、全議員を対象に議長が行う。
- (2) 議長は、研修を行うに当たっては、必要に応じて助言・支援等を得ることができるものとする。
- (3) 本研修会は、議員派遣の対象とする。

19 情報通信機器の持ち込み

(平成 28 年 5 月 27 日・追加、平成 30 年 4 月 20 日・一部改正)

市から貸与されたタブレット端末及び議長から許可を受けた個人所有のタブレット端末等を除き、原則として携帯電話やパソコンなどの情報通信機器を議場や委員会室へ持ち込まないこととする。

20 聴覚に障害のある者の傍聴

(平成 31 年 2 月 14 日・追加)

※(1)及び(5)は平成 31 年 4 月 1 日から適用)

聴覚に障害のある者が本会議の傍聴を希望する場合において、手話通訳を必要とするときの取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 手話通訳は、傍聴を希望する聴覚に障害のある者等の申請に基づき、予算の範囲内で行う。
- (2) 手話通訳の申請期限は、傍聴予定日の 5 日前(市の休日は日数に算入しない)までとする。
- (3) 手話通訳者は議会事務局において手配し、通訳に必要な人員を配置する。この場合において、やむを得ない理由により配置できないときは、速やかにその旨を手話通訳の申請者に連絡するものとする。
- (4) 手話通訳の申請者が傍聴予定日等を変更する場合や傍聴を中止する場合は、傍聴予定日の 2 日前(市の休日は日数に算入しない)までにその旨を届け出て

もらうものとする。

(5) 手話通訳に要する費用は、議会が負担する。

令和3年5月発行

青森市議会要覧 令和3年度版

編集・発行 青森市議会事務局

青森市中央一丁目22番5号

電話(017) - 734 - 5743 (直通)

FAX(017) - 734 - 5824

ホームページアドレス <http://www.city.aomori.aomori.jp/gikai/top.html>

メールアドレス gikai-gijichosa@city.aomori.aomori.jp